

第十回国会 大蔵委員會議録 第二十二号

昭和二十六年二月二十二日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事小山 長規君 理事西村 直己君

理事天野 久君 理事田中鐵之進君

尾関 義一君 久野 忠治君

佐久間 徹君 高間 松吉君

田嶋 好文君 清水 逸平君

福井 勇君 苦米地英俊君

三宅 則義君 宮崎 靖君

内藤 友明君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川基五郎君

大蔵事務官(主 佐藤 一郎君

計局法規課長) 磯田 好裕君

大蔵事務官(中 磯田 好裕君

計局給與課長) 平田敬一郎君

大蔵事務官(主 舟山 正吉君

税務局長) 高橋 衛君

大蔵事務官(銀行局長) 最上 孝敬君

国民金融公庫理事 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十二日
委員塚田十一郎君、大上司君、有田
二郎君及び川野芳滿君辭任につき、
その補欠として久野忠治君、尾関義
一君、田嶋好文君及び福井勇君が議
長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五六号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七号)

登録税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三一号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三二号)

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内

閣提出第三三三号)

租税特別措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三五五号)

夏堀委員長 これより會議を開きま

す。

議案の審査に入ります前に、共産

党の深澤委員より、給與問題に關して

の發言を求められております。これを

許します。深澤君。

○深澤委員 しばらく時間を拝借いた

しまして、給與問題に關しての若干の

質問をいたしたいと思います。

国家公務員等に対する退職手当の臨

時措置に關する法律の一部を改正する

法律案の提出理由の中に、恒久的退職

給與制度実施準備という問題が、現在

政府において行われているものであり

ますが、われわれもこの問題につきま

しては、マイヤース勧告にものを仄

聞しています。ところがこの方針によ

りますと、国家公務員の退職給與とい

う問題が、従前よりも非常に悪い條件

になるというところを、われわれは聞い

ておるのであります。こういう問題が

公務員の間から相当な不安な気持とな

つて現われているように、われわれは

伺つていのでありますが、この際こ

の恒久的退職給與制度を、何か準備し

ておられるところの腹案がございまし

たらば、ある程度それをお聞きいたし

まして、そうしどういふものが今後

実施されるかということについての太

体の概要を、われわれは知りたいと思

います。その点をひとつお伺いいたし

たいと思います。

○磯田政府委員 ただいま御質問のあ

りました恒久的な退職手当制度に關す

る政府の案の進行状況は、どういふ

うになつておるかという御質問と承つ

たのでございます。この点につきまし

ては、今御質問の中にありましたよう

に、昨年の年末に米國から参りました

マイヤースの勧告が出まして、その勧

告に基づきまして現在人事院が中心にな

りまして、マイヤース勧告に基づくところ

の恩給制度を立案いたしてございま

す。しこうして退職制度に關しまして

は、公務員の恩給制度と不可分の關係

にあるのでございまして、マイヤースの

勧告の中では、いわゆる退職手当とい

うような制度はあまりいい制度ではな

い。むしろ恩給制度一本で行くべきで

ある。しかし退職手当制度をしいてつ

くるならば、大體三、四箇月程度の退

職手当を支給したらよろしかうとい

うような、ごく簡単なことに触れてお

るだけでございまして。しかしながらこ

の退職手当の問題は、先ほども話しま

したように、その基本となりますと

ころの公務員の恩給制度の基準がきま

りまして、その関連において全体の公

務員の給與制度、それから退職後にお

きます生活條件、いろいろな点を考

えまして、彼此勘案して研究すべきも

のであります。しかるにマイヤース勧

告に基づきまして恩給制度自体が、今日

に至るまで人事院から何ら勧告もされ

ませんし、また人事院の案もまだきま

つていないというふうになってございま

す。従いまして政府といたしまして

は、この退職制度自体につきまして

は、まだ成案を得ていないというのが

実情でございまして。

○深澤委員 そこで今お話になりました

マイヤース勧告によりまして、退職

手当制度というもののについては、これ

は適当な制度ではない、こういう趣旨

が盛られていのであります。ところが

が日本の現在の政府機構の中には、公

團關係あるいは政府關係機關というよ

うに、非常に短期間の勤務で終るとこ

ろの機構があるのであります。ところが

がこの機構に携わつておる人々は相当

の数があるのであります。この人々が

退職手当という制度がなくなつてしま

いますと、この短期間政府に雇われ

て、そしてそれが閉鎖になり解散にな

つた場合においては、失職するという

結果になるのです。その場合におい

て、そういう退職手当の制度というも

のがなくなるならば、非常にこれは苦

しい立場になると思ひます。特に公団

並びに政府關係機關の職員は、失業保

險法等の適用からも除外されているの

のであります。ところが現在の失業の時

代におきまして、一旦失職いたします

と、非常に職を求めるのに困難であ

ります。従つてこの退職手当というの

は、食いつなぎ資金と申しますか、そ

ういふような大きな意味をもつてい

るのであります。こういうような状況の

中で、この退職手当制度というものが

なくなるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

のになるか、あるいは非常に低額のも

い、あまり好きくないというふうな形で逃げておるのでございますが、この点は現在並びに今後におきます公務員の給與制度、並びに恩給制度と不可分の関係において、日本政府自体で慎重に考慮すべき問題だと私も思っております。従いまして当然に退職手当の制度が今後においてなくなるべきものとは、政府としては考えておりません。

それからなおたゞいま公団とか政府関係機関のような暫定的な機関については、どうしても退職手当の制度がないかという御質問と承つておるのでございますが、今お話のようには、政府関係機関につきましては、現在恩給法の適用がありません。従いましてかかる機関に対しまして、その職員のために退職手当の制度を考える必要のあることは、政府としても十分その必要性を認識しておるわけでござい

ます。
○深澤委員 マイヤース勧告は、ある程度の社会保障制度の完備を前提としているのであります。そういうふうな条件の中で、日本の事情は相当違ふと思つてあります。従つてこれは日本政府の自主性を発揮いたしまして、実情に即したところの制度を確立することを私は希望いたします。

それからもう一つこの際お伺ひしたいことは、大体この退職手当につきましては、公共企業体労働関係法の立場から申しますれば、この法規がある以上、これが団体交渉の対象にならないというところに一応解釈できるものであります。しかし特に短期間の政府関係機関並びに公団等の廃止の場合において、この退職手当の問題についての一

応の規定は、この法律によるのであります。が、なおこれが閉鎖、解散というような場合においては、特に団体交渉等によつてこの法律以上の支出をすることが、これは可能であるかどうか、こういう問題については、政府はどういう見解を持っておりますか。この際お伺ひしたいと思います。

○磯田政府委員 公共企業体労働関係法並びにこの退職手当の臨時措置に関する法律の規定によりまして、特に政府関係機関等の場合におきまして、退職手当が団体交渉の対象となるべきものかどうかという問題につきましては、現在のこの法律のもとにおきましては、団体交渉の対象にならない。すなわち現在の退職手当の臨時措置に関する法律におきましては、これは強行法規ということに相なつております。

従いましてその範囲内におきましては、この基準通りの退職手当が支給されるということになるわけでございします。従いまして団体交渉の対象となるべきものではない、かように考えております。

○深澤委員 もう一点お伺ひいたします。これは本年一年延期するのであります。が、政府としては、今準備されておりますところの恒久的な制度というものがある、いつでき上つて実施される予定であるか。またそうなりますれば、現在この法案がさらに延期されるといふような場合もあり得るのかどうか。この点をお伺ひすると同時に、もし延期されるとするならば、現在の物価の上昇等によつて、現在の法律の内容にあるところの退職手当では非常に額が少な過ぎる。失業の今日の状態の中で、先ほども申しました、この退職給

與が食いつた資金ともなるべき性質のものでありますから、今後なおこれを継続するとすれば、この内容を改善する必要があるのではないかと考えるのであります。その点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○磯田政府委員 まず第一の問題といひまして、この退職手当の恒久的な制度はいつできるかというお話でございます。この点につきましては、先ほど来御説明申し上げたように、公務員の恒久的な恩給制度ができ、その恩給の金額なり基準なりを、どうしたらよいかということをお考えのべきだと思ひます。従いまして新しい恩給制度の勧告が人事院より政府に対してなされまして、その上において恒久的な退職手当制度を考へる、さうになるかと思ひます。従つていつできるかという問題は、人事院から勧告がありまして、その上においてきまるわけでございします。その勧告が出て、それに基づいて政府の恒久的な恩給制度に対する法律案が提出されるときに同時に提出する、さうに相なろうかと思つております。それからなおこの法律の効力を一年間だけ延期するということになつたならば、その後の物価状況といふものを反映すべきではないか、この基準を引上げる意思はないかというお話でございますが、この法律に基づく退職手当の基準は、現在のところ公務員の給與を基準にいたしてあります。この給與は御承知のように、本年の一月以降改定したばかりでありまして、その給與月額といふものを基準にして算定される以上、その給與の中に、おのずからその後の事情といふも

のは反映されておる、さうに私ども考へるわけであります。

○夏堀委員長 では次に所得税法の一部を改正する法律案外七税制改正案、及び国民金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題といたしまして、前回に引続き質疑を続行いたします。

○竹村委員 私人金融公庫のことについて、少し昨日に引續いてお伺ひいたしたいのでございますが、昨日は大体今年度いろ／＼支所等を増設されても、まだされない県をお聞きしたのでございします。そこで常に問題になりますのは、結局こういう支所の未設置の県に対する資金の割当であります。従つてこれは前々々の国会でも説明を聞いたのですが、その点はいろ／＼な点を勘案して、代理所があるならそこへ割当てるのだ。まあ説明としては一応こういうふうに向うわけですが、それだけではどうも納得が行かないわけでありまして、従つて資金割当をされるところの基礎としては、單なる勘案でやりになるのか。あるいはどういふ点で各府県に対するところの資金を融通する基準をきめられるのか。そのきめられる基準を承りたいのであります。

○舟山政府委員 地方別の割当につきましては、支所及び代理所を含めまして業務所の所在都市、その周辺の人口及び中小企業の数、また現実にその業務所に対してどのくらいの申込みがあるか、そのうち現実に貸付をいたしたものはどのくらいあるか、こういういろいろなことを勘案してきめるわけでありまして、そのほかに、なお業務所の実際の処理能力といふことも、実際の問題と

して考慮すべき一つの要素になつて参る次第であります。なおこの資金にリザーブをとつておくというわけに参りませんので、たとへば災害がありまして場合には、予備費的なものを設けておくわけには参りませんけれども、実際上はやり繰りのできまうといたつたような配慮をいたしておる次第であります。

○竹村委員 災害等があつた場合に、資金をその方面に多くまわすというところは、実に納得が行くわけでありまして、ところが今の説明の中で、問題になりまして申込み状況などを指摘されておりますが、その中、事務の処理能力も資金割当の大きな一つのわくの中に入つておるといふことであります。しかしさうなりますと、代理所だけ置かれて支所の設置されない県にあつては、処理能力が一応少くなる、従つて資金の割当も少くなるという結果になるわけでありまして、こういう点については、やはりこの公庫の性質上から考へても、国民一般を潤すという建前から考へても、未設置の県を置くといふことは、こういう原則に反するのじやないかと考へるわけです。しかも代理所を通じてやるのだとおつしやいますと、代理所なるものがそもそも組合員にだけしか貸さない。しかも費用やその他の関係で貸さないといつた状況にあるわけでありまして、この際ひとつ思ひ切つてこの未設置の県にも設置する、しかも設置するための資金を増額するといふことを、二十六年から必ずやるために努力する考へはあるかどうか。またこれはぜひ努力

11

これを少しゆるめる、中ほどのものはゆるめ方を少し緩和するとか、あるいは普通の営業のように非常に把握のできないものは、これはまた率において何かくふうをしないと、かいうふうなことができないことになれば、これは所得税に對する不平が掃蕩されるのじやないかと思ふのであります。そういうことに對して政府はひとつ具體的ないろいろなことにつぎまして、御研究してみられるような御意見があるかどうか。それを伺つてみたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の趣旨は常識的に考えますと相当ごつとごな点があらうようにも私も見受けるのであります。が、所得税法の建前といたしましては、タバコの葉のごときはつきりした所得はつきり申告してもらひますし、政府においてもよく調査いたしまして、税法に従つた所得金額を計算するといふのが、実は大前提と申します。か、そういう方に行くべき性質のものでございまして、むしろ私はそれが原則になるように將來しなければいけません。今すぐ全部それは行つておりませんけれども、そういうようなものが原則であるべきであると考えてございします。従ひましてそういうものに對して特例を設けるといふのは、いろいろ考えたこともあるのでございしますけれども、制度として設けることはなかなかむずかしいじやないか。ただ葉タバコの場合におきましては収入がはつきりしますから、経費もよく調べまして、引漏れのないようにという点につぎまして、同時に十分注意するようによいことをやかましく言つております。そうして正しい所得でありますれば、これはそれ／＼税法に従ひまして納税していただくといふことで行くよりほかにないじやないか。それがまた正しいじやないかと考えるのであります。ただお話のような事情も實際問題として大分あらうとして、一例を申しますと青色申告者に対して何か特別の控除でも設けたらどうかといふことにつぎまして、實際問題として少し研究してみたいと思ひますが、これもやはりそういういたしまして、所得税の最初に申しました本旨と申しますか、本来行くべき姿に逆行するような点にもなりまうので、私どもは制度としてそういう制度を設けることにつぎましては、実は躊躇せざるを得ないという実情でございします。それから營業者の中におきまして、お話の通り全部漏れておるわけでもございせん、よく收支調査ができて、はつきり所得を申告して、そして税務署におきまして査定しておるものも相當あるのでございします。また將來はすべてそういうふうに行くべきである。そしてその上で全体として税率を引下げ、控除を引上げまして負担の公平をはかつて行き、税の實際の負担の軽減をはかることが、税の將來行くべき道じやないかと考えております。實際問題として、実情からごつとごなところがございしますけれども、どうも制度の上で特別の制度を考えますことは、率直に申し上げまして、將來のことを考えると躊躇せざるを得ないといふのが、私どもの今の考えでございします。

○内藤(友)委員 大原則にだん／＼近づけしめる考えの方とおつしやるのであります。それはそうかも知れません。通達」といふものが出ておりました、その中に第十條関係のものがござい／＼書いてありますが、この中の二一〇といふところに現物支給に関するいろいろのことを書いてあります。こういうふうな、なるほど大原則はあるかも知れませんが、大原則に漏れるものがあるのだから、こういうふうなやののだというお示しだと思ひます。だから今局長のおつしやるようなことは、必ずしもそうではないのであります。現にこういうものをきめておられる以上は、こういうことがあり得るということを認めなければならぬ。そこで私は具體的に一つお尋ね申し上げるのであります。第一に「通勤費の名目により金銭で支給する場合においては、その金額の多少にかかわらず、すべて課税する」。それからその次に、乗車券を交付する場合は三百五十円まではかからないけれども、それ以上はかかると書いてあるものであります。なるほどこれは一つの考え方でありまうが、こういうふうなことになるて来ますと、私はこの前も皮肉なことを申し上げたのであります。高級官吏の自動車は一体どうなるのか、こういう問題が起きて来るのであります。これは平田さんも自動車に乗つておられるのでありますから間違ひないのであります。が、あれを一日幾らと計算して、もし三百五十円以上になれば、現物支給だから当然ならなければならぬ。もしあれをとらなければ、こゝへもつて来て、高級官吏の自動車は課税しないといふことを書いておかなければならぬ。ああいうことなどはどうなのですか。小さな労働者が通勤するためのものは税金をかけるけれども、皆さんの場合はかけないのだ、それは習慣

なのだといふことなのであります。か。一体どういふことなのであります。か。ひとつお伺ひしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 現物給與に対する課税は實際なかなか問題がございまして、評價に関する問題とか、あるいは非常に零細なものの争ひになりまうと、いかにも煩瑣にわたるといふような弊害がございします。一応今御指摘のような趣旨でして調査しないんだ、そういうこまかいものは、そういう意味合いにおきまして通牒を出してゐるわけでもございします。そういうあまり実益のないこまかいものを一々調査しましてトラブルを起すのは、どうも適正な執行をするゆゑんではない、こゝういふ趣旨でかゝる通牒を出しておるわけでもございします。御指摘のようにな自動車等につぎまして、建前はこゝういふのはやはり官庁事務の都合と申しますか、そういうのが主たる趣旨でございします。側人に対する給與として見るようなことはいたさない。官舎の場合も同様でございまして、無料官舎などはやはり官庁事務の都合で無料官舎になつておりますので、そういうものは課税しないといふことにいたしておるのでございします。ただ非常にこまかく言いますと、そこに私用のために使う場合もあるじやないか、それは見てもいいじやないか、こゝういふ議論も出るかも知れませんが、その辺のところは、内藤さん御承知のようにあまり實際問題として、実益のないよころに問題を起すような愚かなことはしない方がよろしかろう、こゝういふ趣旨で運用を正しくして行つたらどうか、こゝういふふうに考えておるわけであり

ます。先般の課税の問題も出ておりました。が、あれもこまかく税法でございしますと、もちろん課税いたしましては絶対に違法ではないのでございしますけれども、あまり実益のないものにつぎまして調査の徹底をはかるというの、今の状況から見ても適當でないといふ意味におきまして、かゝる通牒をいたしておる次第でございします。實際問題としてなかなか問題のあるところだと思ひますが、運用の妙と申しますか、それを若干發揮せざるを得ぬのじやないか、そういう余地はあると考えます。

○内藤(友)委員 だから私は所得の把握のできるものは少し負けてやる、把握のできないばんやりしたものは、何か率でも少し上げるといふ制度が考えられてしかるべきじやないかと申し上げるのであります。そこで今私はあなたの方の自動車のことを申し上げましたけれども、電気会社でも、従業員が電氣を使つても、それが安電氣料になつておるのであります。これは舟山さんも御存じでありますけれども、銀行などに行きますと、行員の預金は特別な利息をつけているものがある。これは普通だろと思ひますが、こゝういふところで行員の優遇をはかつてゐる。あるいはデパートへ行きますと、デパートの使用人はついておる札よりも二割か三割安い値で買えるといふふうな恩典が実はあるのであります。これは一種の所得税の脱法行為なんでありまう。こゝういふふうな仕事をやつておる各会社、工場の人、どんな脱法行為があるかといふのが、それらの人の何と申しますか一つのお仕事で、何かひとつづつまい／＼い触れないよう

に脱法行為をやる、こういうことになつて来ておる。これがいわゆる納税思想に非常に悪い影響を與へますので、正直な者がいつもばかを見てゐるという事になつておるのであります。そこで私はやはり所得税といふものは、所得の把握できるものとできないものと、おのずから業種が違ふのでありますから、それらに対して把握のできるものは率を安くするとか、把握のできないものは率を高くするとか、そういう制度をひとつまじめに取上げて考へてみる必要があるのではないかと思ふのであります。現在におきましては、税から申しますと給與所得者が一番悪い立場になつておると思ふのであります。その次は農業者くらいで、一般の営業者は非常に楽な状態になつておるのであります。こういうこともなるほど原則はあるか存じませんが、破つておられるのでありますから、そういうようなことにつきましてもお考へを願ひまして、この所得税に対するいろいろの問題を一掃せられるように、この上ともお願い申し上げたいと思ふのであります。

○平田政府委員 ただいまの点は確かに實際問題になりますと、いろいろ問題のある点であります。なか／＼税法で十分盡さないことがございまして、そういう点につきましてもある程度疑問のある場合におきましては、常識的に妥協の結果を得るような通達を出して、運用をよろしくはかるということにいたしておるわけでありまして、ただ制度といたしまして、今お話のようなものに境をつけて、たとえば営業所得につきましてもは控除しない、農業所

得については控除するというような制度を一般的につくりましてつきましては、どうも私もいかにであらうかと考へるのであります。お話を御趣旨は、常識的には確かにもつともなところがあると思へますので、運用等におきましては、できる限りさつき私が申しました原則等との関連をはかりつつ、妥協を期するように努めて行くようにいたしたいと思へておる次第でございます。

○竹村委員 實は国税庁の人に伺いたのですが、しかし局長さん何でですかとお伺ひしたい。実は先ほどから内藤さんも話しておられましたが、所得税の、つまり農民課税の問題なのですが、こういう法案がございまして、實際税務署でやつておる実例は、どうもわれ／＼が納得でき得ないような計算方法をとりつておられるのであります。しかもこれは二十五年の実例でありまして、全国的にそういうことになつておる。それは一体政府の方針であるか。こういうものは所得税法のことを見てもないと思ふのです。そこで実例をあけて伺ひたいのです。これは栃木県でありますけれども、どうしておるかとお申しますと、水稻の收穫高を二石三斗と見、わちを百十五貫と見て収入計を出しておるわけなんです。これはその通りであらうと思ひます。その次には苗代、肥料代、用人費等必要経費を差し引いて、その差引き残りが所得だ、こういう計算をやつておる。こゝまではいいわけなんです。しかもこれは事前割当で出しているわけなんです。それから米の値段は、三等米標準で出しておるわけなんです。これが標準として農家に指導されておる。あなたの方から言

えば指導だが、受ける方から申しまして割当でつられたように思ふのですけれども、しかしそういうふうに指導されておる。そこまではいいのですが、それで申告いたしますと、税務署ではそれはいかぬと言ふのです。どういふわけかと申しますと、先ほど申しましたような形で必要経費を引いて、それが石当り何石になる、だから實際そうなるので四石四斗くらいになるわけなんです。ところが税務署ではそれではいけない、一石四斗三百圓割だ、こういうふう

に指示するわけなんです。そうするとどうして計算が合わないから税務署でいろいろただと、君のところは事前割当は二石三斗であつたけれども、郡平均、いわゆる地方事務所平均の割当は二石一斗である。従つて一番初めに收穫高は二石三斗と考へて、それに対して米価をかけ、わちの收益をかけ、そうして片方においては必要経費を引いた残り

のものを二石三斗で割つたとするならば、大体四千二百一十圓何石になるわけなんです。ところがそれでやるといかにぬと言ふ。つまり個人にはそういうふう

に指示しておいて、今度は変な地方事務所平均の二石一斗という数字をだと言ふ。そうするとどうなるかという、一石当り四千三百圓になる。どうしてこの計算法には農民は納得が行かないから、私の方はこうだからと言つても、郡平均は、大体必要経費を引いたら一石四千三百圓に決定になつたからというわけで、所得税をかけて行く。これは栃木県の例ですが、全国至るところにある。変なところに個人の数字でない郡平均の数字がびよつこ

りどこから出て来て、一石に対して三百圓だけ多くの負担をかけるということになります。こういうふうにして所得税をとうとうしておる。またこれを強制している。事実が必要ならば、全国至るところにありさういふこと

がある。これに対して税務署はどう言ふかという、まあ大体あれは予想收穫高よりも実收は多い、だからこういふふうによつても、大体実收と違つた

じやないかというふうな説明をするわけなんです。これは私ははなはだ納得が行かないと思ふ。そうすると、政府の機関でやつてゐる農業調整委員の事前割当でも、しかも政府が減収だと認めたところの、いわゆる補正におけるところの減収も一切無視して、税務署はできていないかいるかわからぬけれども、かつてなどところの数字を持つて来てとる。これが今日の所得税に対しては税務署がとる全例なんです。所得税法が改正になると何と云つておりませんが、こういうふうな根本的な、大体われ／＼から見たならば割当と見える

○平田政府委員 今の具体的の問題につきましても、よく調査した上でないし、お答えすることはちやうとむずかしいかと思ひますが、原則だけ申しますと、やはり私もどもしては、所得はあくまでも實際の収入から實際の経費を差し引いて計算するというのが、正しい行き方でございますが、實際の収入が一体幾らであるかというのを調べるに、なかなかむずかしい問題があると思ひます。この調査につきま

しては、あくまでも現実に即してよく調べまして、妥協を期するようにしなければならぬ、妥協を期すべきだ、こういう御意見でございしたら、私もさうでございまして、できるだけ調べまして、正しい収入をつかひことに努力すべきである、かように考へます。ですけれども、お話を点につ

きまして、具体的問題につきましても、よく事情を調べた上でないとお答えしがたいので、もしその点必要でございすれば、別の機会にお返事させていただきます。なおこの機会に、田中委員より先般お尋ねの資料について申し上げておきます。一つは松尾さんのお尋ねだつたかと思ひますが、生命保険に準じまして強制的な社会保険、こういうものについて二千圓を限度として控除するということにいたしますと、減収額が三十三億五百万圓程度、今の案に對し

もう一つは、所得税の税率の下の方を少し低くしたかどうかという意味で、二十のところに十にして、以下順次四十万円程度のところまで上にずらして行く、こういう場合に収入がどうなるかという御質問でございますが、かりに税率を五万円以下一〇%、五万円超一五%、十万円超二〇%、十五万円超二五%、二十万円超三〇%、三十万円超三五%、四十万円超四〇%、五十万円超四五%、あとは政府の案と同じ、こう見まして減収額を計算いたしますと、源泉所得税で四百八十億四千五百万円、それから申告所得税で三百五十一億八千七百億円、両方合算しますと、約八百三十二億三千二百万円程度の減収になります。しかもそのうち大部分の減少額は五万円以下でありまして、但しこれは五万円以下の所得者だけではございまして、たとえば十萬円の人の所得も、最初のブラケットの段階は五万円の刻みでありますので、影響は特に大きいのでございますが、源泉で五万円以下は四百二十億一千五百万円、申告では百八億二千二百五十五万円以下の税率を二十にする事によつて、それだけ減るといふ数字になります。

なお税率の点につきまして、いきなり二十は高いじやないかというお気持ちを外部では一応持つのでございまして、ただ控除した残りの所得金額でございまして、控除前の所得金額に對しますと、御承知の通り非常になだらかなカーブになつてゐるわけでありまして、五万円以下というのは課税所得金額でございまして、それ／＼の所得金額から、基礎控除、扶養控除、不具者控除、あるいは保険料等の控除を行つた残りの所得五万円以下というものが、最初のブラケットになります。従いまして、もとの所得金額に對しまして、所得税の負担が一体どういふふうになるかといふことを、おわかりいふように、先ほど出してある資料によりまして、もわかるのであります。負担率の調べる本日お手元にお配りいたしておきましたので、これをあとでござらん願ひたいと思つてございまして、たとえば給與所得の場合であります、五万円の場合約六・八%の税の負担ですが、今度の改正法によりまして、控除が上りました結果、税率はすて置きでございまして四・八%に下ります。それから扶養親族が一人ありますと、現在は二・二%の負担が今度からはからなくなる。それから七万円の場合約九・七%の負担ですが、それが改正案によりまして八・二%の負担になる。扶養親族が一人ある場合には、六・二%が四・七%に下ります。扶養親族が二人、つまり奥さんとお子さん一人でございまして、今の税法では二・八五%かかつておりますが、それが今度からはからなくなり、さらにその間の六万円の刻みでございまして、ちやうど中間ぐらいの負担率になります。五万円以下の独身者、たとえば四万五千円ぐらいの独身者でございまして、四・八%よりも少し低い負担率といふふうには、所得に對しましてはある程度なだらかな累進率になつておるのであります。その辺よく私ども一般から、いきなり二〇%はひどいといふことを聞かれました、全体の所得に對しまして二〇%かかるが、ごとき印象を與えてゐるのでございまして、

が、實際は基礎控除、家族控除の結果、總所得金額に對しましては、下の方の負担はむしろ非常に低いものであり、所得がふえるに従つて順次負担率が上つております。そのカーブを描きますればはつきりすると思ひますが、急いでつくりましたので、とりあえずこういう資料を御参考までにお配りした次第であります。

○竹村委員　そういうあとからいろいろお答え願つたものについては、またあとからお尋ねするとして、さつきの続きでございまして、具体的なことが判明しなければと言ふ。従つて具体的なことは別に国税庁等で調べていたいただきたいと思ふんです。しかし今おつしやつたように、これは實際の收穫から實際の必要経費を引いたものに課税するといふ、その通りであります。従つてその通りにやつていない場合、これは具体的なことになると調べなければわからんと言われますが、たとえば實際に二石三斗の收穫高があつて、それから必要経費を引いた残りに税金を賦課するのじやなしに、税務署がかつてに見込んで先ほど申しましたように賦課した場合、そういう事實があるとするならば、これは完全にお取消しになる用意がございまして、これを一点お聞きしたい。そういういたしますと、これは農業所得が全国至るところで問題になる。だからその点は事實であるならば、おそろく税法から行くとお取消しになるはずなんです。従つてこれは軽減されるはずなんですから、その点だけまずつきりしていただきたい。

○平田政府委員　これも私からお答えするまでもないと思ひますが、不服がございましたら再調査の請求、その決定に對して不服があれば審査の請求、その決定に對して不服があれば訴訟といふ方法によつて、納税者は幾らでも争ひ得るのであります。

○竹村委員　その点は、私はそういうふうにお答えくださるだらうと思つた。ところが實際問題として農家が、たとえば一軒がそういう形で計算され、九百円あるいは千円くらい多くかけるといふことになつた場合に、はたして訴訟までできるかどうかといふのが、今日の現案なんです。現實の百姓は、とてもこれは手数もかかるし、税務署に行つても、何とかかんとお尋ねしますから、どうしてもこれは農家自身が出て行つてやることはできぬ。まあええ、じやまゝさいだめだからというて泣き聲入りしてゐるのが今日の現實なんです。だから所得税は高い、農業所得税は特に高いといふ声が出るわけですが、こういう場合には、たとえは政府が承認してゐる機関——承認してゐる機関といふと、農家の協同組合とかあるいは承認するような団体等が、これに對する異議の申立てを一括してするということに對して、そういう道をお開きになる氣持はないかどうか、その点はどうです。

○平田政府委員　誤解のないように申し上げておきますが、そういう争ひ道が残つておるから、税務署あるいは行政官庁はいい加減なことをしてもいいという意味では全然ないのであります。もちろん政府といひましたし、でき得る限り事業に近い所得を、まつたく事業通りの所得を把握するといふことに、非常な努力をいたしておるわけでありまして、できる限り私どもとしましては、そういうようなことにならないで、所得が円満にきまつて行くといふことが望ましいと、實は考へておるのであります。しかしそれでもどうも見解の差があつて不服がある場合におきましては、これはそういう道が開かれておることは、今話した通りであります。その場合におきましては、もちろんこれは納税者がみずからする。できない場合におきましては代理制度がありまして、その代理人等に頼んでやることもさしつかえないと思ひますが、ただ集団的に行うといふことにつきましては、ややもすると行き過ぎになりまして、理由のない人まで一緒に入つて来るというのが實際に相当するのでございまして、そのような方法を制度として認めるのはいかかであるか、適當ではあるまい、かように考へております。

○竹村委員　もちろんこれは制度として公然と認められたいと言われ、あるいは他人が入つて来て、ややもすれば騒動になると、こゝ言われまますけれども、しかし私が申し上げておる団体とは、政府が承認してゐる団体、こゝういふようなものを指しておるわけでは、これはおそろく政府が承認する協同組合その他の団体がそういうことを行うといふことは、結局そういう騒動が起るといふようなことにはならないといふように考へるわけですが、たゞいそれが少々行き過ぎがあり騒動になつたといひましたし、問題は税務署の方で税法を無視して課税したところの原因がある、私はこゝういふふうには考へません。それは税法通り今おつしやつた答弁通りのことをやられたならば、だれ

も何もあえて好んで税務署に行きたくない。行くといふのは、公然と納得できぬような割当をせられるからだ。これは栃木県の協同組合連合会の説明書ですが、これも協同組合連合会ですか、おそらく政府は承認し奨励している団体だ。それが出したところにおいてもこうなんですか。こういうことが全国にやられるから、いろいろ問題が起るわけですね。問題の根本は税法通りやられれば、たといそれが高くても泣く泣くしんぼするのですけれども、実際どうも日本のそばんでは、勘定のできぬような勘定の出し方をされるから問題が起るのです。その起るところの原因、責任といふものは政府にあり、税務署にあるわけですね。従つてそういう点については、今後起らないように、政府は特に留意してやつてもらいたいといふことと、そうしてもう一つは、そういう場合においてはその団体が団体的に交渉することは、これは承認すべきでないか、こういうふう

に思ふのであります。

○平田政府委員 竹村さんは、違法なことをやつてゐるということがわかつてゐるといふことを前提にして、お話になつておられるようでございますが、そこが問題だと思ふのです。これがはつきりいたした場合には、もちろん税務署は取消しますが、しかし見解の差があり、よくわからぬ——納税者の主張には、中にはことに集团的にやつておる全国の例をたくさん知つておりますが、そのような理由が、第三者から見て全然相立たぬようなことを相当集团的にやつておられます。そういうものに対して、当然違法なことをやつておるのじやないかと

思ふのであります。

てかかつておられるようすけれども、私はそこに問題があると思ふのであります。従ひまして、もちろん私もとしましては、さつき言ひましたように、なるべく正しい所得額を調査して決定をして、そういう紛争が起らぬようにといふことで努力いたしております。どうしても見解の差があつてうまく行かぬ場合には、法的手段があるといふことを申し上げた次第でございますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○竹村委員 それではもう一つ実際に申し上げます。これは現実なんだから……大体二石三斗の収穫高があつて、それから必要経費を引いて、残りのものを今度は二石三斗で割つて、一石当り何ぼの必要経費を引いたら、どれだけの米の収入だといふことにして、郡内での平均の二石一斗と見ても、たゞ郡内の平均の二石一斗を以て、初めは二石三斗で計算して、今度は二石一斗で必要経費を引いたもので出すといふことは、これは事実上私は違法だと思ふのですが、どうなるのですか。そうなりますと三百円違ふのです。これは税上間違いですか。

○平田政府委員 今の点は事実の問題でございますので、先ほど申し上げましたように、よく事実かどうか調べました上でお答えいたします。

○竹村委員 その問題は事実を調べてからでいいですが、事実という計算方法があつたらどうかといふことです。もしここでそういうことをやられたら、その計算方法は間違いだといふことをお認めになるのでしょうか。

○平田政府委員 そういう計算方法を

とつておるかどうか、これもよく調べてみないとわからぬといふことです。

○竹村委員 とつたらどうです。とつたら間違いでしよう。どうです。その点ははつきりしていただきたい。

○平田政府委員 今の計算方法とおつしやるけれども、私には実はよくわからないのでございます。もう当然所得の標準といふものは、農業所得につきましては、先日もお話ししましたように、石当り幾らかという標準をつくりまして、その標準を個々の農家に適用して行く。但し農家の中で標準よりも比較的狀態がいいもの、それから非常に荒地等で状況が悪いもの、こういうものにつきまして、若干の差等をつけ適用をするといふようなこともあると思ひます。従ひまして、お話のように一律にそういうようなことをやつておるのかどうか、これもよく調べてみないとわかりませんが、事実問題について、よく調査した上でお答えしたいと思ひます。

○竹村委員 私は局長に対しては、これ以上このことで問答いたしません。が、ひとつ国税庁を呼んでもらいたいと思ふ。これは事実全国的にやつておる。この点をはつきりしたいと思ひますから、国税庁が来てから質問したいと思ひます。

○夏堀委員長 午後国税庁長官を呼びます。——田中君。

○田中(繼)委員 若干お聞きしておきたいと思ふのであります。ただいま同僚松尾委員から要求いたしました社会保険に関する保険料を控除する場合に、大体どの程度の減収になるかといふことで、三十三億五千万円といふことであります。この数字を出して

ただただだけではわれ／＼不満なんです。この程度のものであればかの調査を十分にやることによつて、税収を確保できると思ふのであります。この際大蔵當局といたしましては、今度は生命保険の二千円までの部分については課税しないことに相なつたのでありますから、社会保険の社会政策的な意義にかんがみまして、これらの保険料金に対する課税についての考慮をしていただきたいと思ひますが、その御用意があるかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○平田政府委員 今の点につきましては、実は先般松尾委員にお答えいたしました通りでありまして、今回生命保険料の控除を認めましたのは、主として任意貯蓄の奨励をはかるというところに、非常に重点を置いてゐるわけでございます。従ひまして当然法律的に強制的にかけるものにつきます。これは、今回は考慮しない。但しそういうものにつきます。これは控除した方がいかにどうか、これは確かに一つの問題が残つてゐると思ひます。しかしその場合におきまして、勤労控除の二割五分をどうするか、あるいはその他の人の場合におきまして、医療費の控除等が今の制度ではたしていいかどうか、これはなかなか問題が多いのでございます。従ひまして今回といたしましては先般も申し上げましたように、主として生命保険の増加に資する、こういう意味におきまして、生命保険料について考慮することにしたかどうか、こういう趣意でありまして、これを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○田中(繼)委員 大蔵大臣は財政演説ではつきりと、今度の税制改革にあつては公平の原則にとらわれることな

つては公平の原則にとらわれることな

く、資本の蓄積を強行するといふ言葉を大蔵率直に言つておられる。おそろくその大蔵大臣のものと主税局長として、ただいまのような御答弁はやむを得ないと考えられますけれども、資本の蓄積をやらなければならぬことは、経済自立の建前からわれ／＼もこれを認めるにやぶさかではないのでありますけれども、少くとも課税の根本原則である公平の原則を蹂躪してまでやるような税制改正に對しましては、われわれは絶対に反対です。

そこで私はその次に、先ほど御説明を願ひましたいわゆる課税所得最低五万円以下に對する百分の二十を下げる場合、以下ずつと五万円刻みで五割ずつ大体五十万円まで行くといふ場合の減収の予想をあげられたのであります。そこでこの減収予想を立てられました五万円以下の階層の所得の全体の見積り、これを五万円、十万円、十五万円と刻んでひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 これは御承知の通り先ほど申し上げましたように、五万円以下の所得の部分については、全部の納税者の所得が実はその部分にあるわけでございます。その部分に二十の税率が適用になる、そういう意味における所得の税率適用別の階級区分の課税所得金額でございますが、それによりまして——もちろんこれは従ひまして基礎控除、扶養控除を控除した残りの所得であります。申告所得税の方五万円以下が所得が千百八十二億七千万円、五万円を越え十万円までの金額が七百二十二億五千万円、十万円を越え十五万円までが四百九十五

億五千万円、十五万円から二十万円までが三百四十一億四、二十万円から三十万円までが三百九十二億四千五百万円、三十万円から四十万円までが二百二十億三千五百万円、四十万円から五十万円までが百四十五億五千五百万円、五十万円から七十万円までが百八十二億七千万円、七十万円から百万円までが百三十一億五千万円、百万円を越える金額が二百一十一億一千万円、合せまして課税所得で四千二十四億四百万円です。それから勤労所得の方はもつと下の方が実はい多いのであります。大体五千万円以下が五千三百八十四億一千五百万円、これはもちろん基礎控除、扶養控除を引いた残りの金額が五千万円以下でございます。五千万円から十万円までが一千九百六十六億一千四百四十六万円、十万円から十五万円までが六百六億七千六百四十四万円、十五万円から二十万円までが三百八十九億五千九百万円、二十万円から三十万円までが四百三十三億二千三百四十四万円、三十万円から四十万円までが二百三十八億七千八百四十四万円、四十万円から五十万円までが百五十八億四千五百四十四万円、五十万円から七十万円までが百一十一億四千九百四十七万円、七十万円から百万円までが百三十八億七千五百四十七万円、百万円を越える金額が二百十七億一千六百四十七万円、課税所得の総額が八千八百五十四億二千二百万円、大体こういうふうになっております。

○田中(義)委員 もろろん課税所得五万円はそれ以上の所得者の場合も全部共通した部分になりますので、非常に大きな金額になるというのであります。が、この所得の見積りにつきましては問題があるかと思ふのであります。局長の説明せられるように、源泉、申告ともに合せて八百三十二億三千五百万円の減収予想になるというこ

泉、申告ともに合せて八百三十二億三千五百万円の減収予想になるというこ
とになります。所得税の総額二十六億の二千二百二十七億の約三分の一の膨大なものが、結局減税されることに相なるので、この内閣としてはおそろくそういうことはできないだろうと思ひますが、私はやはり今説明されましたような各階層別の所得額というものを、見て参ります以上、より以上にわれわれが主張するように、この所得の低い階層に對しては課税率というものを、ついでに思い切つた引下げが、なされなければならぬと思ふ。これはいふまでもない。二〇％を一〇％に引下げるといふことが無理だといふし、さうなると、その間を一五％という刻みにするにしようと思ふ。一面高率所得に對する累進率をもう少し考へて行くことによつて、税収の少くなる部分は他の累進課税によつてカバーするといふ方向に向つて、努力をすべきではないかという考へ方から、御質問を申し上げておるわけでありまして、これ以上は意見になりますので申し上げないことにいたします。

それから次に今回の改正で基礎控除並びに扶養控除につきましては、それぞれ若干の引上げを見ておるのではありません。少くとも従来の微々たるものには比すべきならば、生活控除までは行かないにいたしたとしても、相当の前進を示して来ておると思ふのであります。が、この点については、たとへば基礎控除を、今回は三万円になつたわけでありまして、さらに五万円まで一足飛びはむずかしいにいたしたとしても、四万円まで引上げる。あるいは扶養控除が今度一万五千元になつたのであります。これを三万円程度まで引上げて行くといふような形によつて、全般的にやはり控除によるところの、いわゆる課税上の公平の原則を貫いて行く面における配慮といふものが、さらに一段と進められていかるべきだと思ふのであります。その点について、立案にあたりました大蔵当局として、そういうことを考へになつたかどうか。

○平田政府委員 ちよつと補足して申し上げておきますが、先ほど、後に申し上げました数字は、勤労所得税と申告所得税と合算した数字でありまして、従ひまして勤労所得の分は、それを差引きましたのが該当します。その勤労所得の分を申し上げてもよろしゅうございまして、大体差引きますれば出て来ますので、御了承願ひたいと思ひます。勤労所得の分と申告所得の分とを合計した数字を、二度目に申し上げたのでございます。その点御了承願ひたいと思ひます。

それから今の基礎控除と扶養控除の問題でございますが、これは率直に申し上げていろいろ意見のあるところだと思ひます。大分今度も上げましたが、もつと上げたかどうかという主張があるようであります。先日大蔵大臣も財政事情との兼ね合いできめざるを得ないので、将来財政事情が許せば、引上げることについても考へたいといふような話もあつたようでございますが、私は私どもも今回いたしましては、実は基礎控除五千円の引上げで約百八十億円の減収になります。それから扶養控除三千円の引上げで二百四十億

億円の実減収になります。大体基礎控除は千円引上げることによりまして三十四、五億、それから扶養控除は千円引上げるに伴ひまして七十四、五億、約八十億近く減ることになります。これはやはり所得税に對する税収の全体をどういふふうにとつて行くかといふことと関連して来ませんと、計算だけいたしてもなか／＼具体案にならない、こういうところが多いことを御了承願ひたいと思ひます。もちろん今の千円当りの数字は、上の方になるに従ひまして少しづつは減減して行くのであります。相当大きく所得税の収入に響くものであるといふことを、御了解願ひたいと考へておるのでございます。従ひまして税率の点につきましても、控除額の点につきましても、現在に比較いたしますと、今度の改正は相當な改善になりますので、昭和二十六年度にいたしましては、この程度の改正案でやるのが妥當であらう、このように考へておる次第でございます。

○田中(義)委員 午後国税庁長官はおいでになりますか。

○夏堀委員 参ります。

○田中(義)委員 そうすれば、同時に中小企業庁の長官か振興部長でも呼んでいただきたいと思います。それは企業組合に關する課税の問題について、新たな資料が出て参りましたので、質問したいと思ひます。

それでは、この点は一昨日でありましたか、同僚松尾君から御質問を申し上げたのでございまして、退職金に對する課税について、少くとも免税点を設けてやる配慮を、この間松尾君は質問したのであります。たとへば現在勤労控除が一五％になつておるといふような面等を、考へなければならぬのじやないかという主税局長の御答弁でありましたが、少くともそれによつて今後生計を確保しなければならぬ人たちが多いのであります。そういう意味において、私はこれの課税の問題については、少くとも一定の免税点を設けてやる必要があると思ひますが、主税局長に重ねてこの点についての御答弁をお願いいたします。

○平田政府委員 退職給與に對する課税につきましては、先般もお答えいたしましたかと思ふのであります。以前は御承知の通り五割を控除いたして、半額を總合して課税するといふことにいたしましたのであります。が、昨年から全部總合課税という趣旨を貫きまして、勤労所得であるから一割五分の控除を認めて課税する。なお一時にある年に多額の所得がまゝとすることによりまして、累進税率の高い負担を受けますので、それはどうも公平の原則に反するから、これは五箇年間の平均課税をすることを認め、額の少額なものについては一年限りで、五分した金額を加算いたしまして、その税率を求めまして、残余の金額にも乗じましたものを税額とする、こういう方法で課税することにしたわけでありまして、しかし計算してみますと、前より若干負担がふえるようございまして、若干減る面もあるようでありまして、それがはたしていいか悪いかわかりませんが、昨年改正いたしましたように、山林所得、譲渡所得、退職所得、こういう一時的な所得につきましては、そのような課税方法がいだらうというこ

とで、実施いたしましたような事情もございまして、今すぐこの制度をさらに改正するのはどうであろうかという意味で、本年としてはそのままだにいたした次第でございます。一割五分の控除は、勤労所得の控除として、額の制限を設けないで、これを控除するようにいたした次第であります。

○田中(總)委員 これは昨日質疑を打ち切られておるようでございしますが、たとえば国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律で、これまた一年間延期しなければ、公団その他閉鎖機関等の残務整理が遅れておる等の関係から、また今年度において新たに公団等の廃止せられる人たちの退職規定についての法律が、本委員会に付託されるわけでありまして、これらの点を考えてみても、退職金というものは現在一旦退職いたしましたといふゆるる額に五十万、潜在四百万の失業群のただ中に追い込まれて、再び就職することが非常に困難になつて来ておる段階におきましては、私は一時的にもらいますわすかに二箇月や三箇月分もらう分についての課税ということについては、特に考慮しなければならぬ。この点は取扱ひの上で相当程度の考慮もされ得ることと私は考えるので、その点についてはなお大蔵当局に御研究をお願いしたいと思いますのであります。

そこでその点に関連いたしました、私今度政府の方が国家公務員等に対する退職手当の臨時措置について、一年間の延期についての提案をなされたのでありますけれども、一年延期することによりまして、勤続年限が従来

は三年、せいふく四年どまりでありましたものが、五年、六年にわたるような勤続年限を持つて来るものが出て参つておると思ふのであります。そういう点については、現行法の勤続期間三年以上のもの一律三箇月という形で、これらの勤続年限の長い人たちに對する配慮というものが十分になされておらない、こういうふうに考えるのであります。この点について、もちろん

そういふ勤続期間の長期にわたる人の数の点が問題であり、同時に予算の裏づけの問題も生じて来るかと思ふのであります。大蔵当局としてこの法律の作成にあたりまして、そういう点についての考慮が拂つていただけたであらうまいでしょうか。この点を関連してお答えをお願いしたいと思います。

○磯田政府委員 ただいま御指摘になりました、今度の改正法律案におきまして、勤続年限の長くなつた者に対する配慮をしたかどうかという問題でございますが、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律と申しますのは、実はこの前にはボツダム勅令によりまして政令で行つていたのであります。それで昨年この法律を制定いたしましたして、その制定する際におきまして、昭和二十六年年度以降におきましては、恒久的な恩給制度並びに退職制度をつくるという建前のもとに、きまつた、暫定的な法律ということになつておるわけでありまして、従いまし

分の関係において研究するべき退職手当の問題につきましても、恒久的な制度をつくる機が今熟していないというやうな関係におきまして、さしあたりこの効力を一年間延長する。その支給基準につきましても、従来の基準をそのまま踏襲するという建前のもとにや

つておるわけでありまして、先ほど御指摘になりました効力を一年間延長することによつて、一年間勤続年限のふえる者があるはずであるから、従つてそういうものに対する特別の配慮を行うべきではないかという問題につきましては、この法律は国家公務員全般に對して適用するべき基準でございまして、

で、従いまして基準としては現在の通りでよろしいのではないかと。すなわち二十五年度中にやめたところの国家公務員につきましても、一応現在の基準によつて支給いかなされておるわけでありまして、すなわち昭和二十五年年度までにやめた者でも、四年勤続しておる者も五年勤続しておる者もあるわけでありまして、そういう者に対しては、現在の法律による基準によつて支給いたしてありますので、ただ一年効力を延長する場合におきまして、そういう効力延長によつて新たに勤続年限の長くなつたというやうなことは、特に取上げる必要はないのではないかと。この

で、政府としては研究はしてみたのでございまして、特に問題としては取上げなかつた、かような状況に相なつております。

○田中(總)委員 しかし私考えるのであります。他の諸君はそれ／＼転職してゐる。しかし公団並びにこういうやうな出先機関等の問題で、残務整理のために従来からこれらの仕事に従事

していた者のうち、当然何人かは残らなければならぬ。いわゆる残務整理のために、公共の仕事のために犠牲的な立場で、他に就職の機会があつても公団に残らなければならぬやうな人も出て来ると思ふ。そういうやうな人に対しては、整理期間が延びたというやうな関係から出て来るやうな人たちに對しては、私はやはり特別の配慮をしてやらなければならぬ点があると思ふ。今お答えになりましたように、公務員全体に對するいわゆる恩給法の改正の問題は、この国会には間に合ひそうもないといふことは、人事院の慶徳君の方でも、各組合の代表者に話をされておるやうな状況でもありますので、私が特に取上げるのは、公団及び閉鎖機関等の関係でありますけれども、これらの公団の諸君は、これは存続期間も最初から短かいといふことも考へられておりますけれども、いわゆる恩給制度あるいは共済組合といふやうな、福利厚生施設の恩恵を受けておらない。さらに民間産業の場合には、いわゆる会社所定の退職手当をもらつたばかりに、失業保険法の適用があるわけでありまして、これらの諸君については、たしか失業保険法の第七條及び施行令の一條によつて適用を除外されておると思ふ。そうならばこ

で二箇月半か三箇月分もらうこの退職手当といふものが、これら約一万二千の人たちの、まさに次の就職を確保するための食いつなき資金であり、また現実の生活資金であるといふことに相なると思ふ。特に期間を延長しなければならぬといふことは、そういう仕事が続けられるといふことの前提の上に立つてのことなので、むしろ予定の

通りになつて、適当な就職を心配してもらへば、その方に行きたい人たちが私はたくさんおるだらうと思ふ。が、しかしそれはいろいろの事情で行かれない。そして本年度中にやめる公団の仕事の残務整理の一段落とともにやめなければならぬ人のためには、それを考慮するべきではないか。ことに私は、最近における物価事情というものを考慮いたしますならば、できれば二年以上三年未満の方、これは現在では二・五箇月分ということに相なつておるのであります。これを〇・五箇月分くらい引上げると同時に、三年以上四年未満の方、これにつきましては、四箇月程度のものを支給していただくやうにしてみたい。現実に、たとへば閉鎖機関及び公団等の経理の関係を見ても、人件費においても予算にゆとりを生じて来ている。その他物件費の関係においてもゆとりを生じて来ている。それが会計法の関係で、こういう規定がないと、それを流用するわけには行かないといふ現実の

悩みに、経理上直面しておるのが実情だと思ふ。しかしその意味で、現在の予定されておる人件費のわく内で、退職されて行く人たちの退職手当を、若干増額をしたところで確保され得る、私はかような計算をもつておるのであります。この点について大蔵当局としては、さらに御考慮をお願いする余地はないでしようか。

○磯田政府委員 ただいま御指摘になりました点は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の附則第五項並びに第七項に関連する問題かと思ふのでございまして、この点につきましても、ただいまさらにこの基準

当なことはないということを申し上げたのです。

○竹村委員 問題はそこにあると思うのです。私もそうだと思つておるのです。しかしそれは正當論にはならぬと私は思う。これはもちろん実務法から申しますとお説の通りなんです。割当は二石三斗であつて、いわゆる予想收穫高二石三斗であつても、実收において二石四斗あり五斗あつた場合には、これをとるわけですか。それで、そのものを計算される。あたかも二石三斗割当はそのまゝのごとくにして、計算方法において一割の何を見るときに、これは私は正しいが、いわゆる税法に基いて納税を奨励される当局の政府のやり方としては、はなはだ私は納得が行かない。たといそれが二石三斗であつても、二石五斗あれば二石五斗としてこれをとるのです。それをまず計算の方法で割つておられるというところに問題があると思うのです。と同時に、もう一つは税務署の調査で、一割のやみ米があると思つたところ、おつしやいますが、そういたしました、政府みづからお認めになりました、いわゆる補正割当等は一体どうなんだ。これは政府機関で、一方の農林省関係においてはできないからといつて、補正を見つておられる。しかも法的な機関において、法的に農業調整員というもので見ておられる。それに税務署は実務でだけあるんだからといつてかけられる。この矛盾はどうか、これを聞きたい。

もう一つはその計算によりますと、平均米価というものは大体三等で全部計算してある。これはおかしいと思

う。これは日本政府が拂つておるところの等級米を見ましたところ、先般も少し私は申し上げたのですが、これは農林省の統計がはつきり出ている。つまり今日三等を標準にして、米価が税務署できめられるような等級ではないわけですか。これは詳しく申し上げることは時間の関係もありましての申上げませんが、実際に今四等がおもなものです。そういたしますと、結局におきましては、この三等で計算されるということ自体これは納得できない。もし税法から言うならば、一等のものは一等で計算し、四等のものは四等米の価格で計算されるのが当然なんです。ところがこれはもちろんわか

りにくいんだという形で、こういうふうにならねばならぬことについては、われ／＼は納得できないのです。これに對していつでも食糧事務所等をとお調べになればすぐわかるわけですから、そういう点についてもしやられるならば、その村の平均は一体どこにあるかというところを見てもやりにくいのが当然なんです。県下一律に三等米にされ

るというところは私は納得できない。こゝういふ点については、どういふように処置されるか、お伺いしたい。

○高橋(衛)政府委員 徴税当局といたしましては、実際の收穫が幾らあつたかというところにつきましては、十分に調査してその結果に基いて、実際に即するようにならねばならぬのであります。しかしながら同時に農林省の調査その他のものは相當權威のあるものであります。それらのものは十分に尊重し、参酌しながら課税いたしておるの

であります。そうしてただいま標準の米価を三等米にするというふうなお話

であつたのでありますが、この標準の米価につきましては、もちろん時期的なずれがありまして、供出が完了した後に初めて何等が平均であるかとい

う、完全な標準米価というものが出て来るわけでありまして、しかしながらこれは時間的な関係がありまして、普通の段階において最終までとるといふことはどういふべきでござんたら、標準をつくりますまでの資料は、農林省関係の官庁から資料をいただきまして、それによつてその地方々々の適切な標準米価というものをきめておられるわけ

であります。

○竹村委員 そういたしますと、食糧事務所というよりはむしろ政府の方から補正をされた分は、やはり補正を一定十分参酌すると言われるのですから、これは認められるという理由を持たれると思ひますが、そうしますと、先ほどの一割やみ米を加算されたといふことは、一割はやはり多くとつて

いるといふことになるわけですが、こゝういふ場合におきましては——單なる議論はしたくないのでありますが、結局、この補正を認める政府のそれを一応の重要参考資料としてとる、こゝうおつしやいますと、現に一割やみをかけられたといふ場合においては、これは当然これによつて生じた差額だけは取過ぎでありまして、私は納税者に対して返還しなければならぬと思つて

います。こゝういふ場合には、朝からの質問によりまして、これは税法に基いて異議申立てもあるし、あるいは返還交渉をやつたらいいとおつしやいますけれども、農家は一々わずかなものに

うは参らないわけでありまして、こゝういふ問題については一体どういふふう

に処置されますか。

○高橋(衛)政府委員 これは事前割当の数量によつておるのですが、補正割当は大体三割以上の減收の田畑に當ると思つておられますが、こゝういふ田畑につきましては全部別途に標準率をつ

くつておられますので、ただいまの御疑問はなくなるのではないかと考へておるのであります。

○竹村委員 それは違ふと思う。補正は結局出来高から保有米を引いて補正をとる。何割が減收したからといふわけじやない。それ以上出すわけですか。従つて事前割当よりも一割でも少かつたら、補正をやらなくては保有米が切れるから補正をしておる。三割とは限定されてない。従つて税務署の税法からいいますと、一割少かつたら一割減らす。一割多かつたら一割ま

くつておる。こゝう申し上げる次第です。

○深澤委員 その標準率をつくる場合において、どういふ方法でもつて標準率をつくつておられるか。その点をひとつお聞かせたい。

○高橋(衛)政府委員 標準率の作成につきましては、非常に技術的な問題になります。全国の各農村につきま

してランダムに農家を抽出して、その農家について收穫量の調査その他経費の調査を全部いたしまして、そしてその地方々々で別々の標準率を作成しておるのであります。

○深澤委員 これはおそろしく、中国

の國稅局であると思つておるのですが、岡山県の標準率をつくるについては、県下十二箇村の調査を規定して、そこを調べて標準率をつくるわけに押して、その標準率を全部の町村に押しておられるわけですか。これは現に栃木県でもそれをやつておる。ところが御承知のように農家は具体的に調べますと、実に複雑な耕作の状況があるわけ

ないか。この問題の解決は数年来われわれが主張しておるけれども解決できていない。税はあくまで納得して納めさせるようにするのだというのが政府の方針だ。ところが農村ではそれがやられてない。それをどうして解決する方針を持つておられるか、それを伺いたい。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り農家において完全な記帳をしていられる人はきわめてまれであります。従つてまたある程度の記帳をしておられるといたしまして、現在の税務署の人員をもつてして、各農家について個々に調べるといふことは不可能であります。やむを得ざる方法といたしまして、さうな標準をつくつておるのであります。しかしながらこの標準率につきましては、相当早期にこれを一般に公表いたしまして、そして各方面の御意見を伺い、大体妥協であるという線をもつて御申告を願つてゐるのであります。もちろん申告納税でありますから、御本人が十分に記帳をしておられて、十分にその所得について御存じであれば、必ずしも標準率による必要はないのであります。さういふふうな事例が割合に少いところからいたしまして、また御本人自身もおそらくは十分に自分の所得を御計算なさるのが困難であらうというのが、実情じやないかと思つてあります。そんな関係からいたしまして、やむを得ず標準率によるのであります。しかしながら標準率を自作自注については、さういふふうな官庁内部の秘密文書というところではなしに、あらかじめ公表いたしまして、十分御意見を伺つて、それに

よつてやつて行くという方針をとつておるのであります。

○深澤委員 その問題がある。日本の農村で完全な記帳を期待してもそれはできない相談です。日本の農村の実情は、今まではほんとうに貧乏な生活をしていたりして来て、さういふ記帳をするという能力が失われておるといふ現状を、われわれは無視してはならないと思つてゐます。その記帳が完全でないから、この税務行政がうまく行かないといふところに責任を持つて行くといふれば、それは政府の回避と私は考へる。そこで記帳といふものはまづたくましく行かない。どんな指導をしても、どんな努力をしてもできない。だから実情をよくしんじやくするために、これは非常に不十分ではあります。米の事前割当の数字があるわけですが、あれが税務署は全然採用してない。それうして標準率で全部押して行く。ところが個々の実情を調べるには、今の税務署の陣容をもつてしては不可能であると言はれる。だから個々の農家を全部調べることはできないにしても、なぜあの事前割当の数字を正当に受取つてやらないか。現に一票加えたり二割加えたりしてやつておる。そこに問題がある。その事前割当の数字を全然無視しておる税務署の態度というものは、われわれは非常に不満である。あれは政府の機関が決定したところの数字なんです。その点をひとつ明確にしたい。

○高橋(衛)政府委員 私どもは事前割当の数字はそれほど見ておりませんが、農林省の調査によるところの実收高の調査と申しますか、これは十分に尊重し参酌しておるのであります。しこ

してわれわれの方では、昨夏が相当程度下まわつておる、減収があつたと認められる地域は、標準率の適用と別個にいたしておるわけでありまして。従つて減収地域を差引けば、全体としての標準率は、これは農林省等の数字より上まわるのは当然であります。しかしながら減収地域に適用されたものと総合して考えれば、大体一致するのではな

いかといふふうに考へます。

○深澤委員 それで税務署は、非常に適法にやられておるといふことを常に主張されておるが、私ははつきり具体的な例をあげてもよろしい。山梨県の加納岩税務署が、昭和二十三年度の麦の超過供出に對して、一俵当り六百三十六円の源泉課税をやつておる。つまり総合所得にすべきものを、協同組合の超過供出額を調べて、その超過供出の表一俵に對して六百四十円をちやんとかけておつておる。これは明らかに所得税法の違反だと私は考へる。税務署がさういふ違反をやつておりながら、今度は一般の納税者に對しては非常にむづかしいことを言う。これはどうですか。その超過供出の表一俵に對して六百四十円を源泉課税することは、これは適法であるかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○高橋(衛)政府委員 私はただいまの話は初めてお聞きするのでありますが、おそろくは、察するとそこそれは農業協同組合において納税準備積立てとして、協同組合として積立てさせておるのではないかとさういふに考へます。もちろんさういふふうな超過供出について、源泉徴収をするところの権限もありません。従つて税務署でさういふことを権限に基いてやつたという

ふうなことは、全然考へられないわけでありまして。

「自発的にやつておるのだらう」と呼ぶ者あり。

○深澤委員 それは自発的ではない。個々の農民が全部六百四十円集められたわけでありまして。それは加納岩税務署を調べてください。事實です。それが事實であるとすれば、これは重大問題だと私は考へる。税務署は適法にやつてゐる、やつてゐると言われるけれども、末端においてはさういふ事實がある。そこに税の問題の混乱があるわけだ。

○高橋(衛)政府委員 私どもにはどうして事實とは信じられませんか、さういふ假定に基いてはさういふお答えできないと思つてゐます。

○深澤委員 だから調べてください。私の方には証拠があるのです。

○竹村委員 先ほどから深澤君のお話もありましたが、それを私は押してあまり言ひませんが、これは朝から伺つたのですけれども、もう一度国税長官にお聞きしたいと思つてゐます。

現在食糧法がしかれてから、大体の收穫高というものは個々の農家にもわかるわけだ。それから補正さされてもわかるわけでありまして、さういふものがわかつて問題になるのは必要経費だと思つてゐます。この必要経費につきましては、議論を進めてもいたし方がないが、しかしこの收穫高において、もし政府がはつきり承認し、あるいは地方長官も承認しておる收穫高よりも、それ以上に見積つた場合、これを税法から行けば、一々返還訴訟までやつたらいいやないかといふこともありますけれども、農家は一々

さういふことはできない。また必要経費の記帳々々と言われますけれども、日本全国の農民が必要経費を全部記帳して、自分の農業の收支決算を明らかにするようになるならば、おそろく米や麦はつくる者はなくなると思ふ。生産費を償つていないと、これは農林大臣もはつきり言つておるし、専門家の安孫子長官すら、戦前から現在まで、生産費を償つておるをついておることを、もし全国の農民がそれを正確に記帳するならば、農業はできせんよ。だから、おそろくしない方が政府のためになると私は思つてゐるのですけれども、しかしさういふうなことは別問題としても、收穫高をはつきり政府が承認しておるにもかかわらず、それに対して一割ないし二割というものが多くかけられた場合において、この多くかけられたものに対して返還してもらふ道は、税法にははつきり示されておりますけれども、さういふことはなかなか個々の農民はできない。できない場合には、政府の奨励する機関等が、団体でこれを訂正してくれ

というふうな申込みがあつた場合に、受付けられるかどうか、この点をお聞きしたい。おそろく税法からいつたら、さういふことはないといふことをおつしやるでしようけれども、それであつたならば、一切税法に基いて個々のものをはつきりしておかけにならな

おるのであります。私どもの気持は全部そういうふうな気持でもって指導しておる次第であります。しかしながら田中さんもこの前に御指摘になりましたように、この企業組合の中には、はしにも棒にもかからぬようなものが相当あるのであります。それでどの程度までは指導できるかという問題は、具体的な問題になるのであります。もしも具体的にこれははなはだしからぬというものがあつたら、私どもにお聞かせ願ひたいと思ひます。どこまでも根本精神はその通牒に書いてあります通りに、親切にやつて行きたいと考えております。

○田中委員 これは特に管下の末端の税務署に、あの通達ないしは通達の説明のようなものが出ておるわけですから、ああいうものの趣旨を徹底させていたしまして——当然企業組合の中にはずいぶんいかにがわしいものがあります。私も現実に和歌山県の約三十の企業組合の連合会の指導に當つておる立場がありますので、特に現金管理の面等につきましては、一種の組合によるところの監査制度が設けられておるような指導を実はやつておりますので、私らのところは直接問題はありませぬけれども、たとへば岐阜であるとか愛知の局の管内であるとかいうところからは、相当仮借なき何が来ておるようでありま。なお調査にあたりますと、企業組合で経理が一本であるということであれば、個人の預金があるべきはずはない。これは一応建前上そうなると思う。しかし過去の蓄積を預金に持つておるといふような場合もあり得るので、ただ企業組合の預金だけではなくて、個人の預金をどんな

名目の預金であるか、それは銀行等について調べてみればわかるのでありますけれども、個人名義の預金があつたといふことだけで、あるいは前の個人営業当時の看板の取残しがあつたといふようなことで、組合員のうちにそういうものがあつたといふことで、全体としての組合を否認するような傾向が出て来ておるのであります。今長官のお話にもありましたので、私の方で調べて、もしそういうふうな非常にむりだ、これではあまりかわいそうだと思はれるようなケースにつきましては、私の方で経理の指導もいたしてありますから、そういう具体的な資料を持つて御相談にも上ろうと思ひますけれども、今よりやく中小企業者の活路として、特に金融的なめんどうも見る協同組織をつくらうといふことで、これはわが党のみならず各政党ともに中小企業者の組織いかにの問題については、苦心を拂つておるのでありますから、徴税上につきましても特別な御配慮をお願いしたいのであります。なおそういう関係からいたしまして、二十五年は企業組合としての十分なる自覚を備えていないといふ点で、少くとも企業組合で源泉で納めた以上の部分、いわゆる給與所得と認められない部分に對しまする更正決定は、やむを得ないと思ふのですけれども、そういうような場合には十分従来納めておる源泉徴収との関係ではつきり線が引けると思ふが、同時にそういう点について、二十六年度において完全に給與体系を改めさせたいといふことによつてやつていたかきしたい。大阪のある税務署の管内におきましては、税務署と企業組合の方で、二十五年はどうしても個人

の所得として申告してもらなければならぬ。二十六年度においては、これの條件にとかく適合して来れば、完全に企業組合として認めて行く。しかも二十五年の申告については、企業組合をつくるためにいろいろの経費もいつておることであるから、更正決定の問題については、十分企業組合と税務署側とで、すでに団体的に経理の内容が明らかになつておるのだから、税務署の方でも十分そういうものを見せたいだくなら、話し合ひできめて行かうといふように話してくれておる税務署等もあるわけなんです。私はこいねがわくはそういう形で企業組合の育成について考えていたかきたいといふことを、要望するものでござい

それからこれは主税局長にお伺ひしたいのであります。本年の税収全体を見ますと、関税及びトシ税の収入予想が例年よりもふえておるのじやないかと思ふのですが、これは講和会議も間近といふことも言われておりますけれども、これだけの顯著な増収を見込むについては、何か特別の根拠があらうかと思ひますので、伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 関税の点につきましては、先般実は官廳さんからお尋ねがあらまして、相当詳しく御説明を申し上げておいたのですが、近く関税率法の一般改正案を提出いたしまして御審議を願つたものでござい。お話の通り貿易状況がよくなつておりますと、そういう点をあわせ勘案いたしますと、この程度の関税収入を見込むのが妥当であらうといふので、五十億程度の収入を見込むこと

にいたした次第でございます。

○田中委員 それからこれも松尾君が失敬お尋ねをしたのでござい。私が、私はどうも今度の政府の減税という説明に對しまして、いまだに実は納得の行かない部分があるわけござい。たとえば安本の数字によりまして、生産指数は昨年末にすでに戦前の数を超破しておるといふ面も出ておるのであります。しかし私は同時に最近における物価の高騰の面を、二十六年における国民所得を算定する上におきましては、これは相当大きな要素として考えなければならぬと思ふのであります。七百四十三億の減税になるといふところばんをはじ出したにつきましては、本年度における物価の趨勢をどういふように見ておられるのか。この点主税局長から伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の通り生産が非常に伸びておまして、私も最近の各種経済事情の傾向には非常に注目しておるのであります。先般も松尾さんのお尋ねに對してその趣旨のことを申し上げたのですが、最近の数字を見ましても、鉱工業の生産指数が一番上昇率ははなはだしく、二十四年平均に對しまして、昨年の十二月の指数は四八・五くらいのところまで行つております。これに對しまして消費者物価指数でござい。これは二十四年を一〇〇としたとすると、これは六月以降若干上りましたが、なお十二月におきましては九七・五くらいのところござい。その他いろいろの指數の動きがあります。たとえば賃金は、これは生産に伴つた現実の賃金の増加と思ひますが、金産業の名目賃金、すな

わち実物給與を含めたいわゆる貨幣賃金ですが、この数字がこれまで相当にふえておまして、二十四年平均を一〇〇としたとすると、二十六くらいのところまで来ております。このような点からしまして、先般も申し上げましたように最近までのところ、相当堅実な歩みを続けて来たといふことは言えると思ひます。従ひまして今度の租税収入の見積りにおきましても、生産の増加を見込んでおるのが大部分でござい。物価はもちろ最近まで上りました程度のもので、すでに見込んでおりますが、これ以後高くなるものについては、これは将来の問題でありまして見込んでおりません。数字に書いておきますように、農業所得は米価の引上げがはつきりしておりますので、これは九・三%来年は上る。営業所得の方は消費者物価指数は横ばいでありまして、生産者物価指数が上つておりますので、それをつき合せますと、二十五年の平均に對しまして来年は五%上つております。生産は個人の方が中心でありまして、法人と違ひますので、一割程度は上る、こういう計算で歳入を見込んでおります。税制改正をしない場合の歳入を見込みまして、その見込んだものに對しまして改正税法を適用いたしまして差額を計算いたしますと、全部合せまして七百四十億の減税になり、ベースは両方とも合せて計算しておるのでござい。従ひまして全体といたしましては、法人所得等ももちろん生産の増加による増が大部分でござい。生産の増加による所得の増を見ておるといふことを申し上げることができると存じます。

○田中(總)委員 確かに収入の面における——従つて農民にいたしましても米価が上つておる。それから本年度において物を生産しておる、あるいは販売しておるという者の場合に、従つてある程度の物価高、値上げが見込まれるという事は当然だと思ふ。私は同時に国民所得という面から見ますならば、総収入に対して総支出を引いたものが純所得ということになるわけでありまして、そういう観点から見ますならば、支出の面における物価高というものをどの程度見て行くかという事が、一つの問題だと思ふのである。たとえば本年度における四兆二千億でありますか、国民所得の問題にいたしましても、これは一つの腰だめのなものでありますけれども、現実に生計費の上に出て参りますところの物価高というものは、本年度においては私これは軽視するわけに行かないと思ふ。ある意味から言へば、われわれは国内における、たとえば原材料の枯渇その他の問題が出ており、資材の輸入が意のごとくならぬというやうな問題から見まして、物の面から来るところのインフレ、従つて物価に現われて来るところのインフレ傾向というものは、ある意味から見れば終戦直後のインフレよりも、本年度においては悪化したものが出て来るのではないかと、いうことを、われわれはむしろ懸念するのであります。そこに現に予算が今予算委員会において審議されて、ここ一兩日中にこれに対する衆議院の態度が決定されようという時期に、それは講和会議というやうな大きなエレメントがあるかもしれませんが、本年度中にさらに補正予算をしなければならぬ

というやうなことを、また本予算が通らぬ前に大蔵大臣がそういう言明をするというか、含みを残さなければならぬという点も、物価に對する見通し、それはある意味から言へば甘く見ておるという面があるかもしれませぬが、相当深刻に考へておる一つの現われであるとも見られるのであります。そういう点が、ともすれば結局個人所得に對しましては、所得の面における水増しの水準というものがいつまでもつくれる。そしてそれを税法に基いて、国税庁の方が克明に取上げなければならぬというやうな結果に相なつて来るのであります。そういう問題が出て来れば、今われわれがここで論じておるやうな、なまやさしい問題でなくなるという意味において、われわれの生計費の中に今予想され懸念される物価高というものが、どう響くかという点について、はたして十分織り込まれておるか。生計費指数の關係は、どつちかといへば横ばいしていは、賃上げをしてもらいたいという要求に對して、資本家はそれをしたくないものだから、生計費の指数は横ばいじやないかというのをよく言うのであります。そういう感覚で、少くとも税務当局が、物価の趨勢を見ていたんでは、私は間違ひだと思ふのであります。生計費の面について、はたして物価の影響というものをどこまで考慮されているか。私はそういうことが、一昨午中に質問しました、たとへば基礎控除の点についても、当然考へて行かなければならぬ結果になると思ふのであります。この点に對する主税局長の所見を伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 今の問題は大部分たびたび申し上げたのでございまして、若干反復になるかもしれぬと思ひますが、生計費の指数を統計的に一番よく表わしておる指数は、田中さんも御承知のCPIだと思ひます。内閣統計局が五、六千世帯について厳密に家計調査をいたしまして、それに基づいて消費者が購買する物資の価格を、配給、自由全部をつきまぜて總平均で出した指数でございまして、この指数が生計費の状況を一番いい指数でございまして、私も常によりどころにしておるのでございまして、その指数について申し上げます、先般とも言ひましたように昭和二十四年平均を一〇〇といたしまして、十二月にちよつと上りました。また九七・五くらいの高さにある。一昨年の八、九月ごろに比べますと、それよりもさらに低いところ。六月よりも若干上つております。これは、先般申し上げた通りでございまして、この指数が将来どういふふうになります。この指数が将来どういふふうになつて行くかという事は、やはり生活費の關係において一番問題になる点だと思ひますが、私は、田中さんが今お話になりましたように、結局今後経済がどうなるかという問題に關連して来ると思ひます。それは一にかかりまして輸入がどの程度確保できるか、この辺が一番大きな要素になるのではないかと考へます。しかしその辺はいろいろ見方の差もあるだらうと思ひますが、同時に政府が計画を立てる場合に、今からあまり物価が上りそうだから、上るという前提で計画を立てるといふことは、どうも私どもとしては妥當ではないのではないかと、一番最

近に現われました事態をもとにして、物価については極力安定策を考へることにいたしておりますので、顯著にこれが上るといふことを當然の前提にして、すべての計算をなし、すべての計画を立てて行くことは少しどうであらうか、そういう意味において、大體最近の事態に基きます計數をもとにして計画を立てて、予算を編成いたしておるのでございまして、ただしいろいろ国内的要因だけでは、どうも物価の問題その他を解決しがたい要素がございしますから、大蔵大臣も絶対に今後問題にならぬといふところまでは、なかなか言ひ切れないのではないかと、私どももそうだと思ひます。従ひまして、万が一そういう事態になれば、またそれに應じた適正な政策を考へて行こう、こういうやうなことだらうと考へるのでございまして、従ひまして今までの現われましたいろいろな事実、最近までの傾向に照しますれば、今御審議を願ひまして、本年度の税法としてきめていただくべきものとしては、今御提案しましたものでまず妥當ではあるまいか、かように考へておるのでございまして、今後非常に激変があるかどうか、これは私もなかなか簡單に、確実に申し上げかねるところではないかと思ひるのでございまして。

○田中(總)委員 もう一点お伺ひしておきたいのであります。予算説明の二十六年度の減税の内訳によりまして、旧法による収入見込みが、源泉が千三百六十一億五千二百万円、今度の税制改正によつて三百十億減じて、千五百億五千四百万円の収入見込みである、こういうやうに出てゐるの

でありますが、二十五年度の本予算に現われました源泉徴収分は、九百八十三億三千二百万であつたと思ふ。その意味において、その後における若干の賃金ベースの引上げといふものがございします、それから二十五年度はすでに中途からはありますけれども、いわゆる勤労控除の面も一割五分に落された段階かと私は思ふのですが、それでいて二十六年度は今度の基礎控除あるいは扶養控除の引上げ等による減税を行つても、二十五年度の当初の九百三十八億よりも、約十億近く源泉徴収の面における増徴といふことに、数字の上から相なつて来ると思ふのです。これはどういふ食い違ひなんでしょう。

○平田政府委員 先般御審議を煩ひまして成立しました補正予算によりまして、源泉所得税は千八百八十三億一千六百万円を見込んでおるのでございします。これも高橋長官がいつかお話になりましたように、最近の実績からすると、あるいはもう少し増徴になる可能性が多いのでございまして、それと比較いたしまして、来年度の現行法による収入を千三百六十一億と押え、それに新税法を適用いたしまして計算しますと、千五百億五千四百万円になるわけでございます。従ひまして二十五年度の補正予算と比較しまして、勤労所得税は百三十二億ほど減るという点に相なつておりますが、当初予算と比較しますのは、もちろん当初予算の見積り後におきまして賃金が大分上つておりまして、その上つた結果このやうな差が出て来た。全産業の平均賃金におきまして、大分生産の増加に伴ひまして、毎月除々ながら上つてお

りますことは、田中委員も御承知の通りかと思ひます。

○田中(義)委員 二十五年度の補正予算の面から見ますと、今度の改正案による減税分を入れると、差引してそれだけの減税になるというたゞいまして御説明であります。当初予算の九百三十八億と、高橋長官の言われる千二百八十億、これは補正予算のとき、あるいは若干それより上まわるかもしれぬというものと、現在ここに出ておる申告納税分との間において、本来ならば位置をかけるべき——源泉徴収の分ははるかに申告納税を上まわつた形における自然増収が現れて来るということ自体、これはやはり現在のたゞいば勤労所得に対する課税率というものが、適正ではないという結論をわれわれは持つておるわけでありませう。かりに今御説明されるような形においても、私はまだこの源泉徴収分、すなわち勤労所得に対する税率の面において、特にたゞいば勤労所得の控除率を現行の一割五分から、われわれは旧法の二割五分までたゞちに引上げてもらいたいという要求を持つておりますが、これが二割五分まで行かないにしても、二割までにするとか、そうすればこの間主税局長が言われたように、農民なり漁民なりあるいは中小企業者に対する一〇%程度の勤労控除は、認めてもいいのじやないかという段階まで来ていろいろの、一方勤労所得の給與所得者が一五%ではちよつとつり合いがとれぬというやうな形で、そういう形で均衡をさせられることはわれわれは反対なんです。それだからむしろその場合には農民、中小企業者の一〇%の勤労控除に基準を置いて、現

行の給與所得者の一五%というものは低きに過ぎるのでありますから、それを二〇%なり二五%なりに上げるといふ形において、兩者の間の均衡をとつてもらいたいと思ふのです。しかしこの点については、本年は研究の期間にしたいというやうな主税局長の先般の御返事でございまして、税制に於いても、あまりたゞいじりたくないという含みが、今度の税制提案の説明の中にあるようにも見受けるのであります。私は、これは非常な平田善政に相なると思ふのであります。ひとつ大蔵大臣の方からして、勤労控除の二五%へのアップがむづかしいとすれば、二〇%へのアップ、及び農民、中小企業者に対する一〇%程度の勤労控除を行うという点について、政府の提出されてある原案を、政府みずからの手によつて修正するための努力を試みられる意思ありやいなやを伺つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 実は先般田中委員からの農民の一割控除をどうしたかという質問に対してお答えしましたことを、今田中委員から反復していただいたやうな次第でございますが、これはやはり農民に一割控除するというだけでは、なか／＼問題は解決しない。こつち下の方の控除を動かすことによつて、利害関係のある納税者のほとんど九五%までは、実は勤労所得者か農民か中小企業者なんです。あとの下の所得者は、所得から行きましてもわずかでございまして、頭数からいつても大した利害関係はないのです。従ひまして勤労控除の問題は、主として低額所得者、しかも低額所得者のうちの大部分を占めるところの勤労所得

者と農民と中小企業者の所得税の相互の負担関係をどうするか。こつち問題に実は帰着するわけでございます。従ひまして、シャウブ勧告は、農民についてだけ一割控除したらどうかといふことでございまして、これはさういふことだけで簡単に解決すべきじやない。今お話のように勤労控除をどうするか、あるいは中小商工業者についてどうするか、これを全体としてよく考へた上で、正しい結論を出さなくちゃならぬ。かりに農民あるいは中小商工業者につきまして控除を認め、それから勤労所得に対してさらに控除を上げますと、相互の比率関係を同じにしておく以上は、大部分の納税者に対して、全体として基礎控除を上げたやうな、扶養控除を上げたやうな軽減するのと、実は非常に大きな差は出て来ない。そこで問題は勤労者の一割五分控除、農民、中小商工業者には二つの控除もありませんが、その間差をどうするかという問題が、実際は一番大きな問題になるのであります。従ひましてさういふ点を考へまして、今お話のやうなことをやると、先般申し上げましたやうに、さらに大きな減税にもなりまして、これは基礎控除を引上げた方がいゝか、扶養控除を引上げた方がいゝか、あるいは今お話のやうな方法をやつた方がいゝか、この問題はなかなか簡単でないのでございます。従ひましてこつち点につきましては、私ども所得税の制度の根本とは申しにくいと思ひますが、大多数の納税者の所得税の相互負担額の負担の比率をきめる重要な問題でございまして、さういふ点につきましては、財政事情等ともならみ合せ、一方負担の公平という

ことも考へまして、やはりその時々に応じまして妥當な解決をはかるやうに、今後とも研究してみたいといふことは、申し上げていいかと思ふのであります。田中委員のお話のように、基礎控除も四万円に上げる、扶養控除も一萬五千元に上げる、勤労控除も二割か二割五分に上げる、中小商工業者と農民に一割控除をする、税率も最低は一〇%にする、こつちやうなことになります。これは今の財政事情では、所得税がどうてもいまい切れないといふ点があるわけでございます。もちろん一つの制度の正意見として、さういふ案が私は成り立たぬわけではないと思ひますが、しかしこつちやうなのは現実の今の問題、来年の問題でございましてその事情を考へまして、妥當な控除をして行くといふことにすべきではないかと考へるのであります。かような意味におきまして、私は将来研究の余地はあると思ひますが、今の段階、今年の段階といひましては、今回の改正案が一番いい、かやうに考へておる次第であります。

○田中(義)委員 どうも最近の税制は、かなり根本にわたつての改正も行われておることは事実でありますけれども、何しろ日本の所得税といふものは、税制の上における封建的な一つの遺制だといふ考へ方を私は持つております。そこで結局大衆の間における一番頭数の多い者の間で、お互ひにつききり牽制させるといふやうな形で、非常にうまく仕組んだ税制だと私は見ておる。問題は、先ほど午前中に伺ひました所得別、階層別の所得の押え方というところにも私は問題があると思ふ。それからさらに高額は所得の中

おきたいのであります。それは徴收の方法についての問題でありますけれども、滞納整理のために差押えをやり、それを公売するという方法を最後の手段としてとらなければならぬこと、私は決して否定をいたしません。しかし問題は相当その人の資産、生活態度から見て、そんなもので押えなくてもいいようなものが押えられて、あの意味で相当金目のものが目こぼしになつておるといふような面があるかと思ふと、同時にこれは民事訴訟法の関係から見ても、通例また税務署の国税徴收法の方から見ても、税務署が差押えをいたしても、公売までの間は本人にいわゆる管理を命ずるといふことは、これは従来からの建前だと私は思ふのであります。もちろん差押えと同時に物件を引揚げるということも、これはできないことではないと思ふのであります。しかし私は差押えといふものに関する通例の常識的な判断からいたしますならば、差押えたものについて公売までの間に金をつくつて来れば、差押えを解除するといふような方法を民法においても認めておるのです。公売をして所期の徴收を確保できるかどうかといふことが問題な現在の段階においては、金をつくらせることが、私はむしろ先決問題だと思ふのであります。最近の各税務署の執行にあたりましては、差押えと同時に物件をトラック等で税務署に引揚げる。もちろん差押えた物件を転売したりなんかすれば、刑法上の犯罪になることもこれはつきりわかつておる。私はやはりこの滞納した者については、人格なんか認めなくてもいいという議論をすれば別問題だと思ひますが、やはり

り差押え物件は公売までの間は本人に保管をさせて、その間に差押額に相当する金をつくらせる解決のための努力をさせる、そういうような措置を講ずることの方が、徴收を確保する上においても、むしろ効果的だと考へるのであります。この点についてはただちに差押えて、物件を税務署等に引揚げて行くといふ今のやり方は、ある意味からいへば、口の悪い者は、税務署を、トラックで荷物を運ぶ強盗か何かのように悪口を言う者も出て来るのであります。私はそういうことを避けて、やはり納税に対する恐怖心を起させないことが、むしろ賢明な徴税吏のやり方だと思ふのであります。この点についての国税庁長官の御意見を伺つておきたい。

○高橋(衛)政府委員 滞納整理にあたりまして、どの程度差押えをし、また差押えをした物件をどの程度公売するかという問題は、具体的なケースとしては非常にむずかしい問題であります。私もどしどししましては、納税者の中にもやむを得ざる事情で、ほんとうに善意ではあるけれども、どうにも業態が非常に悪かつた、または病人があつた、または災難があつたといふふうな事柄のために、遅れておるといふふうな、非常にお気の毒な状態の方が相当あるものであります。そういうふうな方につきましては、できるだけよく事情を見てあげて、適當な措置をとるやうにしたいと思います。この後におそらく国税徴收法の改正案を御審議願ふことになるかと思ふのであります。そういうふうな場合にはおきましては、そういう方々につきましては、特別な措置を講ずることができ得るやうに、御考慮を願ひたいと思つておるのであります。しかしながら滞納者の中には、どうにも簡単に申しすゝと完全に非協力的であつて、相當に悪質であるといふ方もあるものであります。そういう方につきましては、私どものやられんとすることは、差押えをしましたらできるだけ早くこれを引揚げて、できるだけ早く公売に持つて行くといふ方法が、正しいやり方であるといふふうに考へておるのであります。最近になりまして、全国の税務署のうち三十二の税務署を選びまして、実は新しい方式を試みておるのであります。アメリカの滞納整理の方式の一部を取り入れて、試験的にやつておるのであります。日本語の訳がありまゝで恐縮であります。インスターナル・コントロール・システムといふ方式を採用いたしまして、實際的にやつております。相當にいい成績を上げております。これにおきましては、まず滞納者に税務署においてを願つて、そして税務署の首脳部が直接その滞納に至つた状況、または現在何ゆゑ納められないかといふことをよく聞きまして、それからその能力の範圍において、とにかく納税の誓約をして、しかもその誓約が果せない場合においては、特別な事情がない限り、確実にその翌日には差押えをし、さらにその翌日には引揚げをするといふ方策をとつておるのであります。こういうふうな事前十分に首脳部がその事情を聞き、資力の状態、その他各般の事情が判明いたしておられれば、完全に非協力的な方または悪質な方といふものはすぐ判明いたします。そういう方につきましては、時間を待ちますこと

は結局また転売をされたりいろいろしますもので、もちろんこれに対しては刑法上のいろいろの罰則がありまして、措置はできるものであります。そういうふうな措置をとるといふ事態が起る前に、まず引揚げてしまふといふことが、方が正しいやり方ではなからうか、こういうふうな考へておる次第であります。

○平田政府委員 先ほど田中委員の御意見かと思ひますけれども、ちよつと補足して申し上げておきます。一つは、今度の改正が法人とか大所得者に非常に軽いといふような御意見もございまして、なるほどそういうこともございまして、一方においては未亡人控除、勤労学生の控除、それから老人控除といふやうな制度も同時に設けて、全体の減税額は私ども精密には所得階級別の算定もやればできるわけでありまして、できましたならばあとで資料として、参考材料に適當なときにまたお配りしてもいいと思ふのであります。基礎控除、扶養控除の引上げによる減税は、大部分中以下の所得者の減税になるものであります。税率の引下げによる減税も、総額から行きますと主として中所得者の減税になるものでございまして、従ひまして所得税の減税は、大部分最も田中さんの御関心の深い大衆層の減税であるといふことを、一点つけ加えておきたいこと、もう一つは、非常にいいところをお話になつたと思ふのであります。所得構成が非常に戦前と現在とかわつておるのであります。先般大臣もお話になりましたように、中から以上の所得が非常に全体として少くなつておる。インフレと戦後

のいろいろな社会改革の結果、非常にフラットになつております。それで最高の所得者も、たとえば戦前の財閥の所得は、私も大体毎年注意して見ておりましたが、三百万円から五百万円くらい、こういう人が全国に十人くらいございまして、名前を申し上げるのは差控えますが……。しかしこういうのはホールディング・カンパニーから拂いますところの配当などもあつて、非常に租税力の豊富な層であります。年々上から十番目くらいまでとりますと、そういう人は上に行つたり下に行つたりしますが、そうかわらない。確定たる所得税を納めておつた。かりにそれを四百万円といたしますと、今日ではこれを二倍に直すと年八億円の所得税でございまして。そういう人が相当所得税を納めていたものであります。最近、最高所得者の所得をくらゐになればわかりませんが、事業所得あるいは二、三年前ですとやみ所得をよく調べまして査定してみると、どうもなか／＼税金が納まらぬといふので、今の滞納の番付にも、その大所得者の二、三番の人が入つてゐる。これは差押えておりますが、現実問題としてなか／＼税金が入らぬ、こういう例がございまして、所得構成が非常にフラットになつておりますので、その辺に所得税の負担の公正を考へる重大な問題があるように思ひます。その際、いからば現実に少いのか、あるいは調査すればもつてゐるのじやないか、この問題は確かにあると思ふのであります。この点につきましては、前々より申し上げておりますように、最近に相當厳正な調査をやることになつておりまして、調査官、査察官の制度、それから

のいろいろな社会改革の結果、非常にフラットになつております。それで最高の所得者も、たとえば戦前の財閥の所得は、私も大体毎年注意して見ておりましたが、三百万円から五百万円くらい、こういう人が全国に十人くらいございまして、名前を申し上げるのは差控えますが……。しかしこういうのはホールディング・カンパニーから拂いますところの配当などもあつて、非常に租税力の豊富な層であります。年々上から十番目くらいまでとりますと、そういう人は上に行つたり下に行つたりしますが、そうかわらない。確定たる所得税を納めておつた。かりにそれを四百万円といたしますと、今日ではこれを二倍に直すと年八億円の所得税でございまして。そういう人が相当所得税を納めていたものであります。最近、最高所得者の所得をくらゐになればわかりませんが、事業所得あるいは二、三年前ですとやみ所得をよく調べまして査定してみると、どうもなか／＼税金が納まらぬといふので、今の滞納の番付にも、その大所得者の二、三番の人が入つてゐる。これは差押えておりますが、現実問題としてなか／＼税金が入らぬ、こういう例がございまして、所得構成が非常にフラットになつておりますので、その辺に所得税の負担の公正を考へる重大な問題があるように思ひます。その際、いからば現実に少いのか、あるいは調査すればもつてゐるのじやないか、この問題は確かにあると思ふのであります。この点につきましては、前々より申し上げておりますように、最近に相當厳正な調査をやることになつておりまして、調査官、査察官の制度、それから

税制といはしましては、所得税の税率は表面的には軽くしましたが、實際は所得を的確につかまえるという意味におきまして、富裕税を一方に設け、それから先般もお話いたしましたように、所得の申告に財産状態をくつつけて申告させる。先般参議院に行つて来まして、皆さんから非常に質問を受けたのですが、そういうふうないろいろな方面から調査を的確にしまして、はつきりした所得を申告してもらい、はつきり査定いたしまして公正をはかる、そういう方面で行きますから、徐々にそういう点はよくなつて来るのではないかと思ひます。しかしお話のありましたように、確かにこれは税制上も考へべき重大な問題でございますので、私もいろいろ資料もつくりつつございまして、できましてはまた御参考までに提出してもいいと思ひますが、概況はそういうふうなことになるかと申上げても、あわせて御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

○官備委員 税制の改正法律案については、ほとんど質疑も盡されておると思ひますので、もう私より伺ふことはありません。ただ私はずつと出ておればよかつたのですが、ときに予算委員会その他とか合ひまして欠席の場合もありますので、一つ念のために伺つておきたいと思ひますのは、確定申告の期限が一箇月延期されておりますが、大体この申告納税の制度を採用いたしました趣旨は、所得発生と納税の時期をきわめて近接せしめる、こういうことを理想として採用したように考へるのであります。従つてこの一箇月延ばしたことが、所得発生の時

期と納税の時期を遠ざからしめる、これは一つ一つの時間的なずれになるわけでありまして、これがため徴収上支障がないという御確信を、大蔵省及び国税庁ではお持ちになつておられるのか。この点をひとつ確かめておきたい。

○平田政府委員 確定申告の期限を延ばしましたのは、官備さん御存じの通りなるべく期間を置きまして、正しい申告を出してもらつたというのと、それから政府の調査期間をできるだけ長くしまして、更正決定をやるにしまして、更正決定をやる、こういう趣旨で一月延ばしたわけでございます。従ひまして申告がよくなつて来ますと、今までの実績から申しまして、納税成績が自然にいいのでござい

す。申告でされた所得税の納税割合と、それから更正決定をいたしました税額に對する一定期限までの納税割合とを比較しますと、はるかに申告による税額の方が成績がいいのでございまして、従ひまして私もお話を懸念は確かにありますが、こういう制度によつて結局においてはプラスになる面が多いのではないかとこの点を考へまして、年度末少しづつに迫るのでございしますが、このような制度を採用することにいたしました次第であります。

○小山委員 質疑打ち切りの動議を提出いたしたいと思ひます。すなわち所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、登記税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、及び租税特別措

置法の一部を改正する法律案、以上の法律案は長時日にわたつて審議もはば盛されたようでありまして、質疑を打ち切られんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 次は昨日質疑を打ち切りました開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。小山君。

○小山委員 私はただいま議題となりました開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案について、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

この法律案は毎年出て来る法律案であります。要するに開拓資金融通特別会計は借入金ができないために貸付ができないのであります。一方開拓者に対してはいろいろ資金の融通をしてやらなければならぬ必要が生じておるのであります。その差額を一般会計から繰入れようとするのであります。現在借入れ金のできない状態においては、まことに時宜を得た法案でありますので、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

○夏堀委員 天野君。

○天野（久）委員 ただいま議題となりました法案に對して、民主党を代表して賛成いたすものであります。これに對して二、三條件をつけて申し上げたいと思ひます。実は先日、私はこの問題に對して質問をいたしておりましたが、農林省の方が見えないので、質疑を途中中止いたしましたのであります。そこでこの條件を質疑にかえて申し上げて賛成いたしたいと思ひます。

食糧が絶対不足をいたしております。食糧が国におきましては、開拓が必要であることは論をまたないものであります。従つて開拓に十分力を入れた政策が行われなければならぬことは申すまでもありません。そこで考へなければならぬことは、開拓地に入植する者は、國民のうちで大體不遇の人と申しましうか、あるいは資力の少い人が多いといふことを見がしてはならぬと存じます。現在の開拓地においては、あるいは資金が少いために、途中において開拓地を放棄して、引揚げを余儀なくせなければならぬような者があつた事実があるのであります。これは國費の面から見ても、また不遇の人たちが玉の汗を流して開拓に努力してゐながら、それを放棄しなければならぬ場合があるとしますと、人道上もゆゆしい問題であると存じます。ゆえに、入植地に對しては、入植前に國において調査を完全にしたし、開拓目的達成の見込みがあるところに入植させた以上は、資金の面においても十分にこれを援助いたして、完全に農業経営が成り立つように國で見えてあげるべきだと存じます。以上の條件を付しまして、本案に賛成いたすものであります。

○夏堀委員 田中君。

○田中（鐵）委員 私は社会党を代表して、本案に賛成の意見を申し述べらるゝのであります。

講和會議を間近く控へまして、經濟の自立の見地から見ますならば、食糧生産に對しての構想を新たにしなければならぬ時期だと思ひます。終戦直後の食糧事情の非常に逼迫したときは、開拓政策が非常に大きくクローズアップされ、またこれに對して、相當國の援助の手も差延べられて参つたのであります。最近外國からの食糧輸入という安易な方法によりまして、國內の食糧増産確保の基礎としての開拓政策に對する態度が、ともすれば薄らぎがちなこと、非常に遺憾に思ふのであります。國營開墾を初めといはしまして、現在手をつけております開拓政策といふものは、一日も早く完成をしなければならぬのであります。さらにまだ相當開墾を行ふべき未墾地が残つておるのであります。私はその意味において、當局は現在引續いておる開拓地の完成のため、最小限度の義理にその資金等めんどろを見ることができなくては、もつと積極的な開拓政策を確立すること、そのためには現在でも輸入食糧のために、本年度においても二百二十五億の補給金を注がなければならぬことを考へて、それだけ開拓に力を入れますならば、國內における食糧生産の確保といふことができるのであります。それがいわゆるわれわれの自衛態勢を確立することにもなると思ひます。政府においては特に開拓政策の積極的な推進と、そのためには惜しみなく國が資金の援助をすべきであるといふことを、強く希望意見として

て付しまして、本案に賛成をいたしま

す。

○夏堀委員長 竹村君。
○竹村委員 私は日本共産党を代表い

たしまして、希望を付しまして、本案

に賛成するものであります。

元来、日本政府のつて参りました

開拓事業というものは、各地における

ところの——終戦後各地に行われた開

拓が、現在芳ばしい成績をあげていな

いというところは、これまた周知の事実

でございます。その原因を探索いたし

まするならば、まず先ほどから各委員

の討論にもありましたように、入植す

る人は大体無一物にひとしい形で入植

するのでありますけれども、入植後に

おけるところの生活の保障というもの

は、ほとんどなされてない。これがま

ず第一の原因であります。従つて開拓

地に入植いたしましたも、生活ができ

得ないがゆゑに、遺憾ながら一年のう

ちの半数以上は開拓に従事するのでは

なしに、自分の生活費をかせぐため

に、いろいろな形におけるかせぎをや

る。これが開拓不振の第一の原因であ

ります。

第二の原因といたしましては、少く

とも日本政府は、開拓に對しましては

従来とかわらない最も封建的な開拓

の方法をとつておるのであります。一

例を申しますれば、開拓に對してはた

して機械がどういふふうに入植されて

おるか、先般も本委員会におきまして

問題になりましたが、たとえば北海道

において新しい機械を購入したけれど

も、これは使用に耐えないような機械で

あつて、これはいたずらに機械製造業

者の利益をむさばらせておるにすぎな

かつた。開拓にな何らの役に立たな

つた。しかもこの開拓の方法は、單な

るくわと人力だけにまかされておる

ところが、第二の原因であります。

そつたしまして現在国内におきま

すところの食糧の自給というものは、

重要緊急の問題であるといふことは言

をまたないでありますけれども、開

拓に對する政策というものは、先ほど

申し上げましたような政策から一步も

出ていない、ここに問題があるのであ

ります。もちろん本案に出されてお

りますところのいろいろの資金の融通

方法にいたしまして、その融通を受

けるものが、開拓者団体のいわゆるそ

れを牛耳るボスといわれるような連中

のふところのところがかり込み危険も、な

きにもしあらざと私は考へるのであり

ます。

これは二、三年前からの二、三の例に

よつても明らかなく、政府の補助

金といふものはいたずらにそのボスの

ふところのところがかり込んでおつて、そ

の不正が白日のもとにさらされておる

事実もあるわけでありまして、従つて

われわれといたしましては、開拓は重

要である。しかもこの開拓に對しまし

ては、高度の機械力を政府はもつと積

極的に導入すること、そつてその大

には開拓者自身の生活を積極的に援助

する。そつてまた国民の血税によつ

て融通されておるところのこの資金

を、一人のボスの利益のために使われ

ることを十分監視するといふことを條

件といたしまして、本案に賛成するも

のであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました

た。これより本案を議題として採決いた

します。本案を原案の通り可決するに

賛成の諸君の起立をお願いします。

(議員起立)

○夏堀委員長 起立議員。よつて本案

は原案の通り可決いたしました。なお

報告書の作成、提出手續等につきまし

ては、委員長に御一任願ひたいと思ひ

ます。

○夏堀委員長 次に先刻質疑を打ち切

りました国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案を議題として討論に入ります

す。討論は通告順によつてこれを許し

ます。小山君。

○小山委員 私はたゞいま議題となり

ました国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案につきまして、自由党を代表

し希望条件を付して賛成の意を表する

ものであります。

国民金融公庫は開設以来、一般金融

機関の對象とならない国民大衆に對す

る小口貸付のために、非常な貢獻をし

て来たのであります。そして昨年十二

月末においては、四十二億数千円もの

貸付を行つて来ておるのであります

が、この国民金融公庫の資金量につ

ては、まだ、足りないものがあるの

であります。現在四十二億数千円

の貸付をやつておりますけれども、貸

付を受けたという希望者の総額をと

れば、百億あるいは百四、五十億に

上ろうかと思つております。そこで

今度のこの増資案は、二十億を増資

しようかというのであります。この二

十億は国民大衆の希望からはまだは

るかに遠い、はるかに少いと思はれ

ますので、近き機会において、あるい

は預金部資金からするところの金融債

の発行を認めるような措置とか、ある

いは機会を見てさらに増資をするとか

いうような措置を、政府においても十

分に考へられんことを希望しまし

て、本案に賛成をいたすものでありま

す。

○夏堀委員長 宮腰君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまし

て、本案に希望条件を付しまして賛成

するものであります。

今日の経済状態を見るに、大企業に

おいては金融が比較的案にできるので

ありますが、中小企業に至つてはそう

簡単には入手できない。これは見返り

資金の状態を見てもわかります。一千

億に近いところの見返り資金が大企業

に流れまして、中小企業にはわずか一

億月一億といふような資金を貸し出し

ておるような状態になつております。

現在この中小企業者が一般の業者であ

るところの銀行あたりには金を借りに行

つても、新規な取引には全然金を貸さ

ない。こういう意味で、新しい科学的

發明をしたような場合でも、資金を出

さないといふような状態では、日本の

経済状態はかえつて退歩的な一途をた

どる。こういう意味で、私は今後

政府においてもこういう新しいものを

發明された場合には、特に金融審議会

のようなものをつくりまして、銀行な

りあるいはその他の金融機関なりにつ

いて、特にその審議会が金融あつせん

に對して協力するといふ態勢をつくる

必要があるのじやないかと思つて

ます。従つてこの中小資金をいかに解決

するかという問題が、今後に残される

わけでありまして、今回増資する国民

金融公庫の融資の問題については、こ

れは国民特許の融資の機関でありまし

て、今後ぜひともこの拡大をはかつて

行かなければならない。現在政府に

は、今回二十億だけの金を出すといふ

ことになつてはおりますが、しかし二

十億だけでは、とうてい国民の要望に

こたへるだけの資金をまかなうことは

不可能であります。そこでわれわれは

この案について修正案を出したいとい

う考へて、百五十億の金を考へてみた

のであります。ただ、ただけでい

ておつても、現実に予算の処置が

伴わなければ、これは財政法上非常に

不可能でありますので、この問題は今

後ぜひ百五十億に修正していただき

たい、こういう希望を申し上げておき

ます。

また見返り資金あるいは預金部資金

を金融債の形において出せる方法があ

りましたら、今後ぜひこれについて適

当な処置を講じていただきたいとい

う希望を持つておるのであります。先

ほど小山さんも話されました金融債

の問題であります。これも直接に金融債

の発行を許すといふことになつた場合

には、あるいは国債のような形になる

のじやないかといふ心配をしておるの

であります。この点は政府もこの次の

議會までにはぜひこういう問題を検討

していただきたい。もしこれが国債の

ような性質のものでなく、單なる金融

債で行くのだといふことであるなら

ば、ぜひともこれを許してはいい。

それから現行法の公務員の適用であ

りますが、これなどもいろいろ出張旅

費だとかなんとかで遠くへ出張できな

い。遠距離の人はこの金融債の機会を得

られないで、とうていこういう民主的

な金融機関の恩恵を受けられない方が

たくさんあるものであります。ぜひと

もこの公務員の適用を排除しまして、

輸出銀行法と同様に、公務員とみなす

というような規定を適用するような改正も必要であります。もしこれがいけなかつたら特別職の規定を適用するよう改正してほしい、こういう希望を申し上げまして本案に賛成するものであります。

○夏堀委員長 松尾君。

○松尾委員 たいま議題になりました国民金融公庫法改正法案に對しまして、社会党を代表して賛成をいたすものであります。

現在の経済情勢から見まして、中小企業及び零細企業者の資金繰りはまことに困難になっております。なぜならば問屋価格が上昇してるところへ、購買力が非常に落ちておりますので、製品は比較的安くさばかなければならぬ状態でございます。それゆゑ小資本の上に余分にキヤピタルを食つていくという状態なのでございますから、この法律に規定してありますところの金庫に借入希望する人が殺到してゐるのです。その人々は死にもの狙いで申込みをしてゐるにもかかわらず、今の状態ではなかく満足に行かない。というものは、今度増資をしました金額があまりにも少いので、将来もつと適当な方法でどしどしふやしていただきたいと思ひます。今日の様子を見ますと、わずかに小希望者の二割にしか満たないというふうにも聞いておりますから、国家より一層の増資をはかつていただきたいということをお願いするのであります。

なお小口調査にあたりましては、公務員の旅費規程が災いをいたしてあります関係から、潤沢に参りませんで、宮腰さんもおつしやいましたように、これらの役職員の待遇を公務員から

はずして、旅費をどん／＼使つて迅速に調査をし、満足を與えるようにしていただきたいことをお願いいたします。賛成の意を表するものでござい

ます。

○夏堀委員長 竹村君。

○竹村委員 私はたいま提案された法案に對しまして、共産党を代表して賛成をいたすものであります。

第一点といたしましては、先ほどから各委員において問題を指摘されておるのをごさいます。現在の日本の経済状態から見まして、しかもその最下等にいる人たちに對するところの金融を目的とするこの公庫の性質からい

は、いろいろの事情から見ますと三百億くらいにふやすのが適當じやないか、私はこういうふうにも考えるものであります。しかしさういふやうないろいろの増額の問題につきましても、国の財政的ないろ／＼な面から見まして、当然見返り資金あるいはその他の方法によつて増額できる方法があるの

におけるところの支所が、今度増設されましても、未設置になるところの支所がいまだに入簡所もある。従つてこの入簡所の府県は代理店によつて補

れてゐる。代理店は公庫からまわつて参りましたところの貸出し資金とい

ものを、おむね組合員に貸してお

る。組合員以外の人はこの恩典に浴してゐないのが現状であります。これはすみやかに克服する必要があります。これを政府において改善されなければ、国民のうち一部分だけがその利益に浴

し、私は考えるのであります。松尾さんと言われましたが、さういふやうな未設置のところがあるにもかかわらず、旅費その他の調査費用といふものは実

に僅少である。だから、たとえば府県からの申込者が遠方であつた場合には、その旅費や調査費用の不足を理由

といたして、全然貸付の要求すら受付けない現状であります。しかも一方に

おいて貸付を申し込んでもこれを受付けずして、なお申し込んだ者に対するところの金融すら、わずかに二十

四、五パーセントないし三〇%といわ

徹底的に政府は肅正いたしましたして、こ

ういう国民の血のじむやうな必要と

する資金に對しましては、もつと／＼

大胆に増額されんことを要望いたしま

して賛成するものであります。

○夏堀委員長 討論は終局いたしました。

これより本案を議題として採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願

います。

〔総員起立〕

○夏堀委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成、提出手続等につ

きましては、委員長に御一任をお願い

いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十三分散会

〔参照〕

開拓者資金通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕